

令和3年第1回（3月）定例会

西伊豆町議会会議録

令和3年 3月 2日 開会

令和3年 3月 12日 閉会

西伊豆町議会

令和3年第1回（3月）西伊豆町定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招議員	2

第1号（3月2日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者	4
○開会宣告	5
○議会運営委員会報告事項	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○施政方針	10
○一般質問	31
高橋敬治君	31
芹澤孝君	53
増山勇君	77
○散会宣告	87

第2号（3月3日）

○議事日程	88
○本日の会議に付した事件	88
○出席議員	89

○欠席議員	89
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	89
○職務のため出席した者	89
○開議宣告	90
○議事日程説明	90
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
○議案第14号から19号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	154
○休会の宣告	162
○散会宣告	162

第 3 号 (3月12日)

○議事日程	163
○本日の会議に付した事件	163
○出席議員	163
○欠席議員	163
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	164
○職務のため出席した者	164
○開議宣告	165
○議事日程説明	165
○議案第14号の副委員長報告、質疑、討論、採決	165
○議案第15号の副委員長報告、質疑、討論、採決	170

○議案第 16 号の副委員長報告、質疑、討論、採決	172
○議案第 17 号の副委員長報告、質疑、討論、採決	174
○議案第 18 号の委員長報告、質疑、討論、採決	177
○議案第 19 号の委員長報告、質疑、討論、採決	179
○同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	180
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論の省略、採決	182
○常任委員会の閉会中の継続調査について	194
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	194
○閉会宣告	195
○署名議員	196

西伊豆町告示第16号

令和3年第1回西伊豆町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月19日

西伊豆町長 星野 淨 晋

1 期 日 令和3年3月2日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1 番	堤	豊	君	3 番	山	本	智	之	君		
4 番	芹	澤	孝	君	5 番	高	橋	敬	治	君	
7 番	西	島	繁	樹	君	8 番	西	島	繁	樹	君
9 番	堤	和	夫	君	10 番	山	本	榮	君		
11 番	増	山	勇	君							

不応招議員（1名）

6 番 加 藤 勇 君

令和3年第1回（3月）定例町議会

（第1日 3月2日）

令和3年第1回（3月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年3月2日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 施政方針
- 日程第 6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	堤	豊	君	3番	山本	智之	君
4番	芹澤	孝	君	5番	高橋	敬治	君
7番	山田	厚司	君	8番	西島	繁樹	君
9番	堤	和夫	君	10番	山本	榮	君
11番	増山	勇	君				

欠席議員（1名）

6番 加藤 勇 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	椿 隆 史 君
教育長	鈴木 秀 輝 君	総務課長	高木 光 一 君
まちづくり課長	長島 司 君	窓口税務課長	渡邊 貴 浩 君
健康福祉課長	白石 洋 巳 君	産業建設課長	松本 正 人 君
防災課長	佐野 浩 正 君	環境課長	鈴木 昇 生 君
会計課長	森 健 君	企業課長	村松 圭 吾 君
教育委員会 教務局長	真野 隆 弘 君		

職務のため出席した者

議会事務局長 大谷 きよみ 書記 山本 征 司

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（山本智之君） 皆さん、おはようございます。

会議を開会する前に申し上げます。

本定例会の議席については、前回の臨時会同様、新型コロナウイルス感染予防対策のため、変更させていただきましたので、ご報告いたします。

6番、加藤勇君から、本定例会を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

ただいま出席している議員は、9名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回西伊豆町議会定例会を開会いたします。

◎議会運営委員会報告事項

○議長（山本智之君） 議会運営副委員長、山本榮君。

○議会運営副委員長（山本 榮君） 議会運営委員会から報告をいたします。本日からの3月定例議会は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、議会の傍聴を遠慮していただくことといたしました。

以上、報告いたします。

◎開議宣告

○議長（山本智之君） ただちに本日の会議を開きます。

申し上げます。

質問、答弁は的確に分かりやすく要領よく行ってください。また、発言される方は、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言してください。

◎議事日程説明

○議長（山本智之君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本智之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

1番 堤 豊君、

4番 芹澤 孝君、

補欠 5番 高橋敬治君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山本智之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの11日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月12日までの11日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（山本智之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の出張及び会議の出務については、お手元に文書をもって配布いたしました。

次に、本定例会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、お手元に配布のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

◎行政報告

○議長（山本智之君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より報告事項があるので、これを許します。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） それでは、行政報告をさせていただきます。

1ページから5ページにつきましては、私と副町長の出務でございますので、ご覧いただければと思います。

6ページの総務課、総務係、宇久須財産区議会議員選挙についてでございますが、12月1日に、宇久須財産区議会議員選挙の立候補届出が行われ、立候補者が議員定員を超えなかったため、選挙は無投票となりました。

12月7日、宇久須財産区議会議員選挙の選挙会及び当選証書授与式が住民防災センターで行われ、当選した6人に当選証書が授与されております。

8ページをお願いいたします。

窓口税務課でございますけども、窓口税務課の課税係、住民税・所得税等の申告受付についてでございますが、2月10日から3月12日まで各地区会場において、令和2年分の住民税、所得税及び復興特別所得税の申告受付を実施しています。住民税の申告は15日間5会場、所得税等の申告につきましては、2日間2会場で行っております。

次に新型コロナウイルス感染症等にかかる固定資産税の特例申請についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小企業者・小規模事業者の税負担を軽減するため、令和3年度の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産にかかる固定資産税を軽減いたします。2月1日の申請期限までに次のとおり受付をいたしました。

50パーセント軽減が20件で、約300万円。100パーセント軽減が67件で、約5,000万円の計87件、約5,300万円ございます。

次に納税徴収係の収入状況についてでございますが、1月末現在の町税の収入状況は下記のとおりでございますので、ご覧いただければと思います。

次に窓口年金係の個人番号カード交付の状況についてでございますが、1月末現在の個人番号カードの交付状況は、下記のとおりでございます。基準人口は7,741名、交付枚数は

4,111枚、交付率は53.10パーセントで県内1位、全国でも5位でございます。

次に新生児誕生記念事業につきましては、2月3日福祉センターにおいて、新生児誕生記念事業ガラス記念品の手形取りを実施いたしました。対象児11名が参加し、3つのガラス工房の記念品の中から1つを選び、手形を取っております。

次に9ページでございます。

婚姻記念事業について。婚姻記念事業として、11月から1月末までに3組の婚姻届けが届けられ、3つのガラス工房の記念品の中から1つを選び、記念品の贈呈を実施しました。

次のページをお願いします。

まちづくり課、企画調整係、移住相談会の開催についてでございますけども、11月23日、オンラインにより県内自治体と合同で「静岡まるごと移住フェア」を開催し、東京圏で移住を考えておられる3名から相談を受けました。

12月5日には、オンラインによる賀茂地域自治体と合同で「伊豆南部デー」を開催し、東京圏で移住を考えておられる4名から相談がございました。

次に地域おこし協力隊についてでございますが、12月1日、新たに1名の地域おこし協力隊員を任用し、町内の隊員は合わせて5名となっております。

次に地域公共交通会議の開催についてでございますが、1月12日に、住民防災センターにおきまして、第2回地域公共交通会議が行われました。中学校統合に伴うバス路線の変更について協議がされ、全員賛成により承認をされております。

次に商工係、事業継続支援金の受付についてでございますが、2月10日から、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している事業者の方へ、事業継続の支援及び地域産業の維持を目的に事業継続支援金の受付を始めております。対象予定は町内事業者500件で一律30万円を給付いたします。

次に観光係、第16回「夕陽のまち西伊豆町ふるさとフォトコンテスト」についてでございますが、第16回「夕陽のまち西伊豆町ふるさとフォトコンテスト」を開催し、夕陽部門は31人145点、ふるさと部門は26人98点、ドローン部門は6人28点の応募があり、2月9日に審査会を行い、夕陽部門16点、ふるさと部門17点、ドローン部門6点の計39点の作品を選定いたしました。

次のページをお願いいたします。

防災課、防災安全対策係、新型コロナウイルス感染症対策本部についてでございますが、1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、新型コロナ

ウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出されたことを受け、防災課執務室内に開設をしております。

また、町内でも感染者が確認されたことから、1月29日及び2月3日に開催し、町内における新型コロナウイルス感染症に関する対策と情報共有を行なっております。

次ページをお願いします。

健康福祉課、健康係、予防接種についてでございますが、12月末現在、65歳以上のインフルエンザ予防接種は、2,469人が接種をいたしました。

今年度新たな助成事業のこどものインフルエンザ予防接種には、279人が接種をしております。

次に介護保険係、地域福祉検討協議会につきましては、11月18日、1月19日、2月9日に協議会を開催し、第9期高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画について諮問をし、審議をしていただきました。

また、2月15日に第9期高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画（最終案）として答申をいただいております。

次に介護予防事業についてでございますが、シニアヨガ教室、いきいき健康体操教室、元気アップサポーターフォローアップ講座、シルバーリハビリ体操3級指導士養成講座等が開催され、11月から1月の3ヶ月間で63回、延べ587人の参加をいただいております。

次にオンライン帰省についてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、年末年始に帰省ができず家族と会う機会を持てなかった方に、ICT端末を活用し画面越しの対話をする「オンライン帰省」を実施いたしました。1月9日、10日、30日の3日間行い、6人5組の家族が参加をされております。

次の13ページをお願いします。

福祉係、百歳訪問については、12月7日に、百歳を迎えられました田子の山本あき子様を、そして12月22日に田子の山本とみ子様を訪問し、長寿をお祝いさせていただいたところでございます。

次のページをお願いいたします。

環境課の環境衛生係、合併処理浄化槽設置についてでございますが、助成の対象となります一般家庭用の合併処理浄化槽の設置数は5人槽9基、10人槽1基の合計10基となる見込みでございます。

次のページをお願いいたします。

産業建設課の農林水産係、農業経営士の認定についてでございますが、2月3日に住民防災センターにおきまして、賀茂農林事務所長から磯清彦さんに静岡県農業経営士認定証書が授与されております。

次のページをお願いいたします。

企業課、水道事業でございますけども、水道料金の減免については、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、水道使用料金の令和3年2月請求分を無料とさせていただきます。

次のページをお願いします。

教育委員会事務局、学校教育係、姉妹町の5年生交流の実施についてでございます。1月28日から29日の2日間で実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、残念ながら中止となりました。

次に社会教育係、第21回市町対抗駅伝大会につきましては、12月5日に静岡市で開催された、第21回市町対抗駅伝競走大会に、西伊豆町チームも参加をさせていただいたところがございます。結果につきましては、町の部12チーム中8位で、昨年度から順位を1つ上げることができました。

次に令和3年成人式についてでございますが、1月10日、中央公民館多目的ホールにおいて行われ、新成人60名のうち43名の方が出席してくださっております。

他につきましては、ご覧いただいて報告と代えさせていただきます。

○議長（山本智之君） 行政報告が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時51分

◎施政方針

○議長（山本智之君） 休憩を解いて、再開します。

日程第5、施政方針を行います。

町長より施政方針の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） 令和3年第1回西伊豆町議会定例会において、令和3年度一般会計予算(案)をはじめ、各特別会計予算(案)並びに諸案件を提案し、ご審議をお願いするにあたり、町政運営についての基本的な考え方と施政方針を申し述べ、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

町政運営の基本的な考え方としては、「あなたの声が届く町政へ」という考えを引き続き持って、町民の声を大切にし、何事にも自分事と捉えて取り組んでまいりたいと思います。

令和3年度の予算編成にあたり、一般会計当初予算においては、来る4月18日に任期満了に伴う町長・町議会議員選挙が予定されていますことから、新規施策や政策経費については、予算に計上することが適切でない判断し、経常経費を中心とした骨格予算で編成しております。

しかし、骨格予算とはいうものの、新型コロナウイルス対策関連予算や、健幸づくり事業・防災関連事業など町として行わなければならない事業については計上をさせていただきました。また、国庫補助金や県補助金に関連する事業及び継続事業は、町民サービスの低下を招かないよう配慮し、予算計上をしております。

歳入面におきましては、人口減少もございしますが、令和3年度は令和2年度の新型コロナウイルスの影響を受け、観光客の減少、町内産業の低迷により税収の減を見込んでおります。

新型コロナウイルスが蔓延し、観光立町としてはたいへんな1年ではありましたが、巣籠需要や、町、事業所さんのPR効果も相まって、令和2年度は多くのふるさと納税を頂くことができました。今後もふるさと納税の仕組みをしっかりと理解し、選ばれる町であり続ける必要があります。しかし、いつまでこの状況が続くかは新型コロナウイルスの影響もあり、つかみきれません。骨格予算という事も有りますので、令和3年度当初予算には2億円を計上いたしました。

歳出面におきましては、喫緊の課題である人口減少、防災対策、産業振興、地区要望への対応など、町民の視点に立った行政運営と、将来の西伊豆町を見据えた公共事業の実施など、費用対効果を考え効率的な活用を進めてまいります。

令和2年度を振り返ると、メディア戦略においては私たちが望んだ以上のPR効果を発揮し、多くのメディアに取り上げて頂く事ができ、費用換算をすると数億はくだらない効果があったと思います。今後も『ロケサポ西伊豆』を中心に、外への発信を行うと同時に、観光地西伊豆としての認知度のアップと旅行満足度の高い施策を行わなければならないと思いま

す。

自然災害につきましては、すでに記憶から消えかけようとしていますが、令和2年度も7月上旬には熊本を中心に九州地方で大きな被害をもたらし、山形県でも水害が発生しております。令和元年度の台風19号のような、何十年に一度という大型の台風も、今後は数年おきに発生するかもしれません。『あの時にこれをしておけばよかった』とならないように、いろいろなことを想定し、できることの最善を尽くす必要があります。津波対策につきましては、仁科浜・安良里の津波避難タワーも完成し、今後は沢田・宇久須・築地への建設も計画されております。ただ、一時避難場所が確保できたからそれで終わりではなく、被災後にどのようなものが必要なのかなどを検討し、事前に準備する必要もあります。災害はいつ起きるかわかりませんので、事前準備をしっかりと行う必要があります。

学校の統合・校舎新設に関しましては、本年4月より中学校は現賀茂中に統合し、新西伊豆中学校として出発します。しかし、他のものに関しては今後改めて議論する必要がありますので、方向性が定まるまで事業を進めることはできません。予算においても歳出根拠がないため、計上することができませんでした。

西伊豆町は高齢化率県下No.1ということは、皆様ご承知のことと思います。平成30年度から行ってきた健幸づくり事業やリハビリ体操、住民が主体となって取り組んでくださっているラジオ体操が功を奏し、介護保険料も第7期当初の見込みである値上げではなく、値下げに転じることができるという結果の答申を、西伊豆町地域福祉検討協議会からいただいておりますことから、今議会に条例改正をお願いする運びとなりました。

個別の事情方針につきましては、まず、
災害対応。

新型コロナウイルス感染症もあり、災害対応にもソーシャルディスタンスが必要になってまいります。今までも段ボールパーテーションなどを確保してまいりましたが、今後の有事に備え、きめ細やかな備品の整備が必要になってまいります。一度に大量の整備はできませんが、計画的に準備を行ってまいります。

災害時には、行政だけの力では対処することが困難な状況です。地域の皆様の力や災害ボランティアなど外部団体との連携は確実に必要となります。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で訓練などをすることができませんでした。事前防災の観点からも、積極的に訓練や講演会を行い、非常事態に備える必要があります。

次に、防災につきましては、先に述べましたが、仁科浜・安良里の津波避難タワーも無事

完成いたしました。今後は避難施設の確保はもとより、避難経路の案内板の設置などの充実を図り、町内に住んでいない方たちにもわかるようなソフト対策が必要になってまいります。令和3年度は宇久須地区の看板設置を行い、その後に仁科地区の計画もしております。

災害時には、町内の避難所での避難所生活を想定していますが、仁科地区には避難所になりえる施設が面積的に足りません。今後しっかりとした議論をし、住民の安全と安心を確保する必要があります。また、民間の施設としてホテルなどの施設も利用させていただくこととなりますが、施設のみの利用ではなく、物資の備蓄についても事前に協議することが重要です。ローリングストックなどを提案し、ご協力をいただけるよう進めていきたいと思っております。

この度の、新型コロナウイルスや今後感染症などがいつ発生するか分かりません。避難所での生活のみを考えるのではなく、自宅において難を乗り切ることも、ソーシャルディスタンスという観点からは必要になります。ただ、それらを実現させるためには、家財が倒れ、下敷きにという事が起きてはまならない状況ですので、家具の固定を推進するとともに、耐震補強事業においては、令和3年度から補強計画と耐震補強工事が一体となった新たな制度がスタートするため、制度の周知なども行ってまいります。また、ブロック塀においては、令和2年10月から制度の拡充が行われましたが、利用実績が伸びていない現状があるため、引き続き制度の周知と利用の推進を行ってまいります。

斎場建設につきましては、調査等も完了し当該区において説明会を開催させていただいておりますが、慎重に事を進める必要があります。今後については引き続き地区との協議を行うと共に、松崎町とも連携し事業を進めていきたいと思っております。

メディアの活用につきましては、令和元年度からロケサポ西伊豆を形成し、関係者の皆様にはたいへん尽力を頂いているところでございます。そのおかげで、県内・外の多くのメディアが西伊豆町を取材・ロケ場所として採用してくれています。今後も、しっかりとしたメディア対応を行い町のPRを行うと共に、そこを訪れるきっかけづくりに力を入れていきたいと思っております。

農業につきましては、はんばた市場をオープンさせ、産業の後押しをと思いましたが、新型コロナウイルスの影響により観光客は少なくなり、町外の飲食店への出荷もままならない1年でございました。しかしここであきらめるのではなく、しっかりとした一次産業を維持するうえでも農地の活用や農業者の支援が必要です。作物を作っても出荷まで至らない方たちの意見を聞くなど、はんばた市場をうまく活用し出荷したくなる取り組みを行う必要があ

ります。ホテル・民宿・飲食店などの協力も頂きながら、地産地消にも取り組んでいきます。

有害鳥獣駆除につきましては、令和2年度に新たに地域おこし協力隊員として、捕獲に携わる方が1名増えました。近年有害鳥獣駆除には力を入れておりますが、追い付いていないのも現状です。しかしながらあきらめると野山は荒らされ、農業にも影響が出ますし、山肌がむき出しになることによって、土砂災害の温床にもなります。今後も人材を確保し適正な個体数になるよう取り組んでいきたいと思っております。

次に林業については、多くの方のご理解を頂きながら、林業に関しては充実を図ってきましたが、西伊豆町の森林面積から考えればまだまだ足りていないのが現状です。また、コロナ禍による需要減などもあり、木材単価が下がっているという状況もあり、林業事業者には厳しい状況が続いています。今後も町として積極的なかわりをし、単に森林間伐という観点ではなく、住民の命を守るために山を管理しているという観点にたった取り組みが必要と思っております。

また、木材は切って終わりという事ではなく、利用してこそ資源の有効活用になると考えますので、先進地などの事例を参考に西伊豆町にマッチした新たな取り組みも必要と考えます。

漁業については、令和2年度に始めた『ツッテ西伊豆』には、ご心配の声もありましたが、夏以降には多くのご利用を頂き、今まで釣りに接点がなかった方であっても、取り組みの面白さに興味を持たれ、体験をされる方も増えてまいりました。この影響による町内来遊客者数の増、魚の調達、SNSでの発信など、まさに6次産業化ができつつあると感じております。今後も、関係者の皆様のご協力を頂きながら事業の拡大ができればと思っております。

稚貝稚魚の放流につきましては、ふるさと納税のクラウドファンディングを利用し行ってまいりました。以前より水揚げ量は低迷した状況が続き苦戦をしておりますが、放流をしなければ現在の漁獲も保てなかったかもしれません。理由としては黒潮の大蛇行や海水温の上昇などが有るようですが、何もしなければ益々状況が悪化しますので、関係機関と連携し漁業が成り立つような取り組みをしていかななくてはなりません。今後は外部団体などとも連携し、1次産業の漁業としての生計が成り立つ仕組みを構築することが急務です。

商工につきましては、新型コロナウイルスによる、首都圏の緊急事態宣言などにより、観光・交流人口によって経済が回っていた西伊豆町にとっては受難の年でありました。しかし、多くの事業所さんの懸命なご努力により、なんとか耐え忍んでいる状況でございます。町としても、自助努力をお願いするのみではなく、経済回復のためにアイデアを出し合い、積極

的な後押しが必要であると思います。サンセットコイン事業では、町が支援を行うものの全てが町内に還元されるというメリットのほかに、今まで町外に出していたお金を町内にとどめることができるという面もあるため、利用に関してのメリットを付けるなど、地域経済を下支えできる仕組みを構築しなければなりません。民間ではよく取り入れられているポイント還元やポイント付与時に上乘せなど、利用者に支援される取組を行いたいと思います。

観光につきましては、たいへんな1年でございました。アフターコロナを見据え、何処かの市町がやっているからうちの町でも、などという待ちの姿勢ではなく、こちらから積極的にプッシュできる観光売り込みを図っていく必要があります。おかげさまでメディアでの露出も増えておりますし、関係機関との繋がりも多くなってきておりますので、西伊豆町の素晴らしさを全力でPRしていきたいと思います。

また、今回の自粛によって、多くのデメリットもありましたが、静岡県内・山梨県内など近隣の皆様には『バイシズオカ・バイヤマナシ富士山キャンペーン』を通じて西伊豆を知っていただく機会にもなりました。今後は関東圏の皆様にお越しいたけるような取組を行う他、県内や近隣の皆様にもお越しいたき、西伊豆を満喫していただけるよう取組んでいきたいと思います。

テレワーク・リモートワーク・ワーケーションにつきましては、ソーシャルディスタンスが叫ばれ1年が経過し、仕事や職場の在り方にも変化が出てきております。以前から言われていた、テレワーク・リモートワークでの田舎暮らしも現実視されつつある中で、しっかりと受け入れ態勢を作らなければなりません。すでに行っているサテライトオフィス事業と連携し、時代に即した取組みを加速されなければなりません。空家の有効活用などを行い、移住・定住につながる取組みとして積極的に後押しをしていきます。

健康福祉につきましては、高齢者の移動手段確保の観点から、バス回数券・タクシー代の補助を行ってまいりました。現在はそれらのサービスの他、社会福祉協議会と連携し、移動に関するボランティアや買い物支援に関しても試験的に取組みを行っております。高齢化率が約50パーセントの西伊豆町であっても、健やかに過ごしていただけるよう施策を講じていかなければなりません。

介護保険料に関しては、第8期の基準額は6,500円という協議会の答申も頂き、今議会において条例の改正をお願いするところでございます。介護が必要な方におかれては、しっかりと介護保険で対応していただくと共に、少しでも健康や運動機能の低下を遅らせるという取組みが、効果を発揮したと思います。今後も、年をとっても元気で過ごしていただけるよ

う、健幸づくり事業などを充実させていきたいと思いをします。

教育につきましては、4月より町立中学校は統合し、西伊豆中学校1校になります。一時的に生徒数は増えクラス替えなどができる状況にはなりますが、現在の小学校2年生以下は全町の子供を足しても1学年20人前後となっております。また、現在小学校は3校ありますが、2校で複式が行われます。令和4年にあっては2校で入学生が2名ずつという現実を見据え物事を考えなければなりません。今だけのことを考えるのではなく、その後の教育環境の整備も見据え、西伊豆町の子供にとって何が1番良いのかを考える必要があります。

以下、各会計の予算概要について申し上げます。

(一般会計)

令和3年度一般会計予算(案)の総額は55億7,000万円で、令和2年度予算額69億円と比べて、13億3,000万円(19.3パーセント)の減額となっております。

歳入を見ますと、自主財源額は22億1,764万4,000円、構成比39.8パーセントで、前年度と比べて、11億9,773万円(35.1パーセント)の減額となっております。

主な要因としては、寄付金が2億5,000万円で前年度と比べて、8億12万8,000円の減額、繰入金が9億6,527万円で前年度と比べて、3億7,585万3,000円(28.0パーセント)の減額となっております。どちらもふるさと応援寄付金を前年度の10億円から2億円としたことによります。また、町税は7億2,949万円で前年度と比べて、1億2,059万8,000円の減額となっております。

次に、依存財源額は、33億5,235万6,000円(構成比60.2パーセント)で、前年度と比べて、1億3,227万円(3.8パーセント)の減額となっております。

主な要因は、津波防災ステーション工事費及び津波避難タワー等の施設整備事業や道路施設長寿命化に係る防災安全交付金の減額になります。国県支出金あわせて1億9,843万5,000円の減額となっております。また、新型コロナウイルスワクチンの接種及び接種体制確保に係る国庫支出金として4,260万1,000円を計上しております。

歳出を性質別に見ますと、経常的経費は、40億7,815万6,000円(構成比73.3パーセント)で、前年度と比べて、3億9,345万5,000円(8.8パーセント)の減額となっております。

主な要因としては、物件費が3億645万1,000円(21.4パーセント)の減額、補助費等が7,844万1,000円(8.4パーセント)の減額となっております。

投資的経費は、6億106万4,000円(構成比10.8パーセント)で、前年度と比べて、2億1,864万5,000円(26.7パーセント)の減額となっております。

主な要因としては、普通建設事業費のうち補助事業費が、2億9,675万5,000円（72.6パーセント）の減額となっております。

基金積立金は3億6,704万4,000円（構成比6.6パーセント）で、前年度と比べて、7億279万2,000円（65.7パーセント）の減額としておりますが、これは、歳入のふるさと応援寄付金を減額したことによります。

一般会計の貯金にあたる財政調整基金及びその他特定目的基金は十分確保しておりますので、全体的な支出は抑制しつつ、新型コロナウイルスによって、間接的に被った被害や観光振興策に対する緊急的な支出が必要となった場合でも、即時対応できる体制をとります。

（国民健康保険特別会計）

令和3年度国民健康保険特別会計予算（案）の総額は12億3,000万円で、令和2年度予算額12億4,500万円と比べて、1,500万円（1.2パーセント）の減額となっております。歳入の主なものは、保険税1億5,820万6,000円、県支出金9億2,215万1,000円、繰入金1億3,861万円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費9億844万3,000円、国民健康保険事業費納付金2億5,866万3,000円、保険事業費1,974万1,000円となっております。

今後も医療費の動向を見極めながら、安定的な税収の確保を図り、医療費の適正化の推進、生活習慣病を中心とした重症化予防対策、各種健診や保健指導の充実に努め、より適正かつ安定的な国保事業の運営に努めてまいります。

（後期高齢者医療特別会計）

令和3年度後期高齢者医療特別会計予算（案）の総額は3億420万円で、令和2年度予算額3億150万円と比べて、270万円（0.9パーセント）の増額となっております。

歳入の主なものは保険料1億814万2,000円、一般会計からの繰入金1億9,571万8,000円となっております。

歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金3億138万3,000円です。内訳は保険料等負担金1億814万4,000円、保険基盤安定料負担金3,662万5,000円、事務費負担金591万1,000円、療養給付費負担金1億5,070万3,000円となっております。

今後も医療費適正化の推進、保健事業との連携による健康増進事業の充実に努めてまいります。

（介護保険事業特別会計）

令和3年度介護保険事業特別会計予算（案）の総額は13億8,700万円で、令和2年度予算額

14億9,800万円と比べて、1億1,100万円（7.4パーセント）の減額となっております。

歳入の主なものは、保険料2億6,430万円、国庫支出金3億4,640万7,000円、支払基金交付金3億6,014万5,000円、県支出金1億9,770万7,000円、繰入金2億1,812万7,000円となっております。

歳出の主なものは、総務費2,960万9,000円、保険給付費12億9,423万4,000円、地域支援事業費6,125万7,000円となっております。

第1号被保険者数の減少や現在行っている「健幸づくり事業」の取組みによって、介護認定者数・給付費とも減少傾向にあります。今後団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年に向けて、現在、減少傾向にある介護認定者数や給付費も増加傾向に転じることも予想されます。

今後も高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を推進し、介護予防事業の充実や給付の適正化に尽力し、適正かつ安定的な介護保険事業の運営に努めてまいります。

（水道事業会計）

水道事業は、快適な住民生活や地域の活動を営む上で欠くことのできない重要な基盤事業であり、利用者の立場に立った「より安全・安心・安定した水の供給」を目指していく必要があります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちの生活様式が大きく変化し、水道収益の減少が懸念される中、令和3年度は、西伊豆町水道ビジョン・経営戦略に基づいた水道事業を推進し、安定した水の供給の観点から、老朽化している水道管・機器の更新や配水池の耐震診断に重点を置いた予算編成となっております。

総体的な予算規模を示す収益的収入と資本的支出の合計額は、2億7,807万7,000円で、令和2年度予算額3億2,533万7,000円と比べて、4,726万円（14.5パーセント）の減額となっております。

3条予算と4条予算を合わせた実質収支は、5,961万2,000円の不足を生ずる予算となっていて、単年度事業分の資金収支では、1,103万7,000円の損失が生じます。

（温泉事業会計）

温泉は、西伊豆町にとっての基幹産業であります観光業に欠かせぬ大切な資源であり、町民の皆さまにも疾病治療や健康増進等幅広く活用され、地域全体の貴重な財産であるとも言えます。

しかし、観光事業経営の今後の見通しが不安定な状況になってきており、温泉収益の減少が懸念されます。今後も安定供給するためには健全な事業経営が必要となりますので、令和2年度で完了します配湯ポンプのインバータ化により施設を効率的に運用し、コストを削減していきます。

令和3年度は、西伊豆町温泉事業経営戦略に基づき、長期的な経営展望に立った施設整備を計画していくとともに、老朽化した温泉施設の更新に重点を置いた予算編成となっております。

総体的な予算規模を示す収益的収入と資本的支出の合計額は、1億488万7,000円で、令和2年度予算額1億2,403万4,000円と比べて、1,914万7,000円（15.4パーセント）の減額となっております。

3条予算と4条予算を合わせた実質収支は、719万3,000円の不足を生ずる予算となっていて、単年度事業分の資金収支では、608万4,000円の損失が生じます。

以上、施政方針とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 施政方針が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時30分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

これより、施政方針に対する質疑を許します。

質疑は、大綱質疑といたします。

質疑ございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） まず3点お伺いいたします。第1点は、3ページにあります令和3年度から補強計画と耐震補強工事が一体となった新しい制度がスタートするためと謳っておりますけども、どういうことなのか具体的に説明していただきたいのが第1点です。

2点目は、その下の斎場建設についてお伺いいたします。特に松崎町とも連帯し事業を進めていきたいと謳っておりますけども、現時点で松崎町との連帯事業というのは、どの程度

進んでいるのかというのが2点目にお聞きします。

3点目は、林業の件でお伺いしますけども、町長最後に、先進地などの事例を参考に西伊豆町にマッチした新たな取り組みも必要と考えますと謳っておりますけども、これは何を具体的に示しているのか。その3点をお伺いいたします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 制度の細かなことにつきましては、大綱からもれますので、担当課に行ってお聞きいただければというふうに思いますが、県、国のほうの制度は、今までは、ばらばらであったものが、耐震診断をしてそのまま補強に入るとというのが一緒くたになったという制度が来年度から始まります。今までは耐震診断をしても結果によって、または費用がこのぐらい掛かるといった時には、やらない方もいらっしゃるわけでございますけども、これからそれを一緒にしてやるというのが新しい制度と聞いておりますので、それを積極的にPRをして、耐震の度合いを高めていきたいというふうに考えております。

次に斎場の件でも松崎町とも連携しということで、どの程度というお話でございますけども、まだ場所が確定しておりませんので、松崎町さんのほうとは以前から議会一般質問でお答をしているところ以上のことはございません。ただ、町としては仮に建設した場合には炉数がいくつであるとか、だいたいこのぐらいの規模ということに関しては事務局というか、担当課同士での話はしてございますので、場所が確定次第そういったものを詰めて最終的には組合方式にするとか、そういった話し合いもすることが必要であろうと思っておりますので、松崎町とも連携をし、ということで施政方針に書かせていただいたということでございます。

次に林業で先進地ということで、具体的なということでございますけども、今、国・県のお金などをいただきまして、間伐事業を進めておりますけど、基本的にはこれ林業従事者の方達、またその業者さん達が外の業者さんに木材を売るであるとか、なかには出せないものは捨て切り間伐をするとか、いろいろございますけども、なかなか町内でその木が利用されているということを見受けることはできません。ですので、以前から言っておりますように、チップにするとかペレットにして発電にする。若しくはその切った木を使って加工できる工場を造るなど、今いろんな先進地という所がございますので、真庭市のように切ったものを発電に持っていく所があれば、加工するというのもありますので、そういったことを推進することによって、仕事場の確保とかそういったものにも繋がればというふうに考えております。

○議長（山本智之君） よろしいですか。増山議員。

ほかに、ございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 2点伺います。3ページの防災についてですけども、ここに物資の備蓄等についてですね、ホテル等にローリングストック、日常使った分だけ買い足すというようなシステムだと思うんですけど、なかなかホテルだとかそういう所というのは、ちょっとそういうことについては馴染みにくいんじゃないかなという気がするんですけど、具体的にはどういう提案をしようとしているのかというのが1点。

それからもう1つは、7ページ、財政調整基金についてですけども、これについては、前回の一般質問でもやりましたが、自由に使えるお金がたくさんあるに越したことはない。ただし、西伊豆町のある意味では適正な財政調整基金の額というのがどれくらいかなというのがなかなか釈然としない。そういう中で少し持ちすぎているんじゃないかなと。いろんな市町を見ても、かなり大きな都市でももう数億円しかないとか、もうゼロになったとか、こういったこともあるわけです。そういう中でたぶん今25億前後持っていると思うんですけども、今回コロナ禍において、そういうものを切り崩して支援をしていく。さらにアフターコロナの中で、やはり支援が必要だろうということもありますし、大型事業もあるという中で、そういうのが一段落した後は、やはりこの財政調整基金というのは、適正な所まで目的基金化する必要があると思うんですけど、その2点についてお伺いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 記憶が飛ばないうちに先に財調のほうからいきたいと思います。議員おっしゃるように、本当にこの新型コロナウイルスの対策によって各市財調の切り崩しなど行っておりまして、残額が減った、特に裾野市さんは緊急事態宣言を出されるというようなことまでおっしゃっておりますので、私達はお蔭さまで国、県から1次、2次、3次の給付金をいただきながら取崩してきました財政調整基金については、ほぼ手を付けなくても対応ができるというところで今がんばっております。

ただ、議員がおっしゃるように、全国的にその基金が減っている中で、西伊豆町は突出して高い場合、これは当然今後、交付税が減らされるという可能性も出てまいりますので、適正な金額にしていく必要はあろうかと思えます。ただ持っていて使う先がなければ、物は減りませんので、しっかりと目的基金、昨年から昨年林業の基金を作って1億積みましましたが、そういった所に積み増しをする。若しくは高橋さんから一般質問でご指摘をいただい

ております旧賀茂村のクリーンセンターの解体、これに関しても公共施設の整備基金に積んで、後々国の支援が受けられなかった場合はそれを取り崩して使うであるとか。そういったことは真剣に考える必要はあるのではなかろうかというふうに思っております。

ですので、ご指摘いただいているように、あまりにも財調が積み増しをされた状態に放置しますと、国からの交付金が減って、最終的には町政を圧迫するということが懸念されますので、そこは計画的に進めていく必要があるというふうに考えております。

次に、防災のローリングストックについては、ホテルで馴染みがないのではないかというようなことをございますけども、ホテルさんの場合ですと必ずお食事を召し上がるということで、お米は週単位、月単位でけっこうな量をお使いになられると思います。ですので、そこに一時的に1週間、もし何人の方が避難所として使った場合には炊き出しとしてのお米をこれだけ町として置かせてくださいと。これについては、今まで1週間単位で使っていたものを2週間に伸ばして使っていくとかということをしていくことによって、町としての持っている米が1週間分は必ずどここのホテルに何キロ、どここのホテルに何キロということがもしできるのであれば、保管場所としてもたいへんありがたいことをございますし、避難所として使わせていただいた時にも、そこで炊き出しができるということも考えて、そういうものを想定しております。

あとは毛布などをそういったものも、通常時はホテルで使っていただいてもかまわないのかもしれませんが、一応倉庫として高台というか、津波の避難に合わないような所にホテルは建っておりますので、そういった所にも置いていただくことも必要かなというふうに考えております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 5ページを質問させてください。まず1点目は漁業について、5ページのこの稚魚とかこういう稚貝の放流については、まず1点。もう少し、3つ質問したいもので、この5ページのやっぱり漁業の関係で今後外部団体などと連携し、1次産業のこういう生計が成り立つ仕組みを構築するということをやっていました。3番目が、観光につきましては、このとおり町長の推進をぜひお願いしたいんですが、具体的に今回のこういうたいへんな年をしたんですけど、今、観光業者は非常に困難な中でそれに対して、町長のお考えは、支援という商工、観光も含めてなんですけど、支援というものをある程度今回の施政方針の中であまり具体的というか、具体的には今、骨格予算ですからできないんでしょうけど、お

考えがあったら教えていただきたいと思います。

まずその3つを質問したいんですけど、稚貝、稚魚の放流につきまして、予算を計上して前年度もやっていただきました。ただ、今言ったようにこういう理由も町長のほうでしっかり海水温とか、黒潮の蛇行とかあるんですが、もう少し漁業関係者のそういうものを、支援するならば、やっぱり海は広いです。少しの所だけでなく、いろんな箇所、予算を計上しながらやっていくと、魚の取り具合とかそういうの変わると思います。

あと、この稚魚放流だけでなくて漁業関係者の方は天草とか、海の中には伊勢海老とか、そういうものもありますけど、これももう大量に海の中が白くなっているような状態でございますから、今松崎でああいう何ですか、魚とかそういうのをする、ああいう魚礁というんですか、ああいうものがあるんですけど、そういうものもこういう方針の中に加えるといいと思ったんですけど、町長の考えを1つ。

2つ目はさっきも言いましたけど、外部団体などとも連携し、1次産業の漁業をして生計が成り立つということのあれをもう少し、外部団体というのはどういうことかお聞かせ願いたい。3番目は観光について具体的に困った状態であれしますから、骨格予算が決らないんですけど、どう町長のお考えあるか、この3点について質問させていただきますが、いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 稚貝稚魚につきましては、本当に漁獲が減っておりますので、これをやらなければもっとひどかったのではないかなと思います。ただ、議員も認識されていると思いますけども、磯焼けの状態が激しくて、こういうのをやっても、そもそもその海水温の影響で磯物が育たない。結局それを餌にするものが来ないで、漁獲が減るということでございますから、海の中だけをどうにかすればいいという問題ではなくて、地球温暖化などそういった環境問題もやっていかないといけなんではないかということと、よく三陸の漁業の従事者の方が言われるのが、森が豊かにならないと海が豊かにならないということもございますので、それも踏まえて、今林業には力を入れているということでございます。

議員がおっしゃるとおり、松崎新港に魚礁、今作っております。これ5、6年前も作っております、町の方としてもああいったものを入れることによって、魚の住みかが増えるのではないかとということで、県、国にお願いしたことがございます。ただこれは、漁協さんが要望しないとできないというようなことでございますので、いくら町があれを入れたほうがいいのかを言っても、なかなかそれは一筋縄にはいかないということがございまして、

それはご理解の上お願いできればというふうに思っております。

次に外部団体で何をされるのかということでございますけども、今、ITとICTといろんなそういった産業がございます。農業も温度に関しては、ビニールハウス内ですね、そういった機械ですべて制御して人手がかからなくてもできるというようなことがあるのと同じように、漁業でもそういった分野というのが今広がりつつあります。ですからそういった今までにない最先端の技術を使って、フィールドはありますからね、これをうまく活用すれば、いけるのではないかと。これはただ、地元の業者さんにそれをやれということは無理でございますから、そういった外部団体の方と連携をして、新たな1次産業の構築が必要だというふうに感じております。

次に観光の支援とは、どう考えているかということでございますけども、これは以前の一般質問にもお答えさせていただいたように、私達は観光、商工業者さんの状況をよく把握をした上で、いち早く支援を今までも行わせていただきました。予算につきましては、骨格でございますので上げておりませんが、これについては、今まで以上にしっかりと対応をしていく必要があるというふうに思っております。

また、時期的に組みませんでしたけれども、補正予算にもそれなりの対応をとということで、壇上で30万円の給付を約500件の事業者さんにさせていただくということで乗せてございますので、それも含めて、西伊豆町内のご商売をされている方が、1軒も倒産をしないようなことで、町としては支援をしていきたいというふうには考えております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

7番。山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 5ページに商工とか観光等々にいろいろ載っております。特に、やっぱり観光中心として、あるいは商工業者、地元の業者というは、非常に傷んでいるというふうには捉えてはいるんですけども、ここに商工だ、観光だというふうなことでいろいろな記載があるんですけども、主立って書いてあるのが、商工に関してはサンセット事業で云々と。観光については、積極的にPRをしていきながらというふうな後押しをしていくということなんですけども、1つ聞きたいのは、資金繰りに関してのことに、ほとんどあまり記載が、言及してないんですけど、資金繰りに関してはどのようなふうを考えて後押しを考えているのかということが1つですね。そのへんをどのようなふうを考えていくのかということ。

観光に関しては、同じ前年度令和2年度やったことを、こういう商工もですね、商工の方はサンセットコイン事業というほうの充実をさせていく。観光に関しては、このバイヤマナ

シ・バイシズオカというふうなことを書いてありますんで、そういったクーポンとかそういったものを中心としながら、例えばG o T oとかの国の政策ができてきたならば、そういったものを絡めたものを何か考えてるのか。そういったことはどういうふうに思っているのか、そのへんどうでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） これは冒頭でも申し上げさせていただきましたように、今回のものについては、4月18日の町長町議会議員選挙が行われることから、新規施策や政策経費については、予算計上することが適切でない判断し、経常経費を中心とした骨格予算で編成をしておりますということで、書かせていただいております。ですから、思っているものにつきましては、たくさんございますけれども、そういった政策経費は残念ながら乗せることが好ましくない状況であるという判断をしております。

これは4年前の3月でも施政方針では、そう述べられておまして、だいたい西伊豆町は4月が改選でございますので、その時は、だいたい皆さん骨格予算を組まれているというのが通年でございます。ですので、今山田議員がおっしゃったようなことについても、本来は乗せたいんですけども乗せられないから、ここに書いていないし予算にも計上させていないということでございますので、まるで何も考えていないわけではなくて、状況的に載せることが好ましくはないのではなかろうという判断をしたまででございます。

ただ、先ほど堤さんから質問がありましたように、そういったものに関しましては今迄も積極的に行ってまいりましたので、今後もその都度町としては行っていく必要はあるという認識は持っております。

資金繰りににつきましては、これは西伊豆町単独で商工会さんに利子補給の件、昨年行わせていただきました。この件については他の市町でそういった事例はほぼございません。ただ、国、県のほうの資金融資というのはありますので、今後もこちらを積極的に活用していただき、またわからない方には町の商工係がご案内をするというようなことはできるかというふうには考えております。

○議長（山本智之君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） はい。わかりました。そういったことで今回はそういうふうなことについてはないという、掲載はしてないということで理解はしました。その中で、やっぱり観光とかということを見ると、PRというのが重要になってくると思うんですけども、この施政方針の中で載っているメディアの活用しながら、すごくPRをして、これをロケサポとい

う言葉がいくつも出てくるんですけど、これが経費換算すると何億にもなるというふうなことで、たいへん評価をしているというふうにするんですけども、実際、今後ロケツーリズムであったり、そういった撮影隊が来て、実証の効果ということも、今後検証していくということも必要だと思うんですけど、そういったことというのは、今後やっていく必要もあると思うんですけど、そのへんはどう考えるのかということと、やっぱり今一番大きなものでいきますと、2年度16億円もの寄付金をいただくようになったふるさと納税ですね、ふるさと納税をどういうふうにして活用していくかというふうなところでいくと、事業者さんにとって公平にやっていかななくてはならないと思うんですけど、取り扱い事業者等々ですね、ふるさとチョイス、メインのふるさとチョイスのページを見ますと、だんだん何ですか、もとやっていた事業者が少なくなってきたというか。ガラス文化等々について、そういったものが少なくなっているような気がするんですが、そういったことはないのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ロケサポにつきましては、この事業を始めたことによって、相当数メディアの露出は増えているということは、山田議員もご認識はされているかと思います。月に平均すれば、西伊豆町という名前が出るのがたぶん4、5本はありますので、相当PRはできている。しかも、この経費については、町は一銭も払っておりません。今までは、CMであったり何でこうメディアを使うにしても、100万200万のお金をかけなければ映していただけなかったものが、今無料で来ていただけるということですから、これだけでも相当な財政的な節約にもなっているというふうに思います。

この検証についてどうかということでございますけども、そもそもこの事業を始めた時に講師の方にお越しいただいて、ロケーションジャパンに加入をしているということで、今こういう取り組みを行っておりますけど、そこの地域活性化協議会のほうでも、すでにこれについては費用対効果はどれぐらいなんだとか、どれぐらいそういったロケツーリズムで人が来たんだという集計をするということは、もう計画の中に含まれておりますので、山田議員からご指摘をいただかなくても、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

ふるさと納税のほうが、公平だということをおっしゃられますけど、何をもって公平か、これは金額ベースの公平なのかによって若干変わってまいります。やはりこれは選ばれなければクリックをされないし、返礼品として出荷ができないわけでございますので、そのへんにつきましては、各事業所さんの努力も1つ必要なのかなというふうに思っております。売

れないものを出して、全然うちの商品が売れないというふうに、もし言われるのであれば、そこは普通のオンラインショッピングと同じように、やはり売れる商品を作っていただくという努力も当然必要でございますので、そこは各事業所またはご商売をされている方達にもご協力を願えればというふうに思います。

町としては、どこの業者さんはだめですよとか、どこの業者さんだから宣伝をするというようなことは一切行っておりませんので、扱いについては公正に、公平に行っているということでございます。

○議長（山本智之君） 山田議員よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それでは、私も2点ばかり質問させていただきます。先ほど増山議員から質問があった3ページの斎場建設で、松崎町とも連携し事業を進めていきたいと思えますと、町長の思いを書いているんですけども、町長はトップとして、松崎町の町長とトップ会談で斎場建設の話などはしているのでしょうか。その点が1点と、次の5ページの観光に対してですね、待ちの姿勢ではなく、こちらから積極的にプッシュできる観光売り込みを図っていく必要があると言っておりますが、どのような売り込みをしようとしているのか。その2点をお願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 斎場のトップ会談ということでございますけども、敢えて斎場建設を議題にして、トップ会談をするということはありません。ただ、ほぼ月に1回か2か月に一遍、郡の町長会で顔を合わせる機会はございますし、何かの折に県に出張に行った時に顔合わせる時もございますので、この時には斎場については、今、西伊豆町の現状ではこういう状況ですよというようなことのお話はさせていただいております。

ただ、なかなか難しいのは、私たちの考えている斎場の規模と松崎町さんのトップの方の考えておられる斎場の規模が違うということも実はございますので、あまりトップ会談で物事を決めてしまうと、西伊豆町にとってメリットがない可能性も出てきますので、これは場所が確定してから、しっかりと事務方から積み上げた議論をしていって、最終的にトップ会談をするということのほうが、私はうまくいくのではないかというふうに思っております。そういった理由もございまして、あえてこの斎場に関するトップ会談というのには行っておりません。

次に、観光でこちらからプッシュをするというものにつきましては、今まで私達は、JRさんであったりとか、何々の観光店というものに行ってビラを配ってということが、主に観光としての広報をしておったわけでございますけども、やっぱり世の中の構造がそういったものではないメディアを使つての宣伝媒体というのが増えてきておりますし、今駅前に行って配ったからといって、じゃあそこで貰ったから観光に行くかという、なかなかそういった状況ではないというふうに考えております。

ある意味、今回の新型コロナもそうですけども、今まで修学旅行であったりとか、何とかということが都会に行くのが決っていたようなところから、何かを体験するというところにシフトをし始めてきているのもございますので、やはりそういった学ぶことに対する観光パークを作って、学校さんに行ってみるとか。今までは行っていなかった所を掘り起こすプラス目に留まるようなものをなんとかやっていく。今までインフルエンサーを使ったりだったりとか、そういうったものを作ってきておりますけど、残念ながら結果が出てくるであろう今年の令和2年度が全く観光が振るえない状況でございましたので、数値的には伸びたか伸びなかったかということがわからないので、私達もちょっと悩ましいところもございますけど、やはり時代に流れに乗っていかないと、全国総観光地化した日本の中では生き残れないだろうというふうに思っておりますので、そういった目に留まる、行きたくなる観光地というものについては今後も積極的にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そこで、アフターコロナを見据えてということですが、町の人口規模としては非常に大きな数のコロナウイルス患者が出ているわけです。新聞によると、30人とかというふうなことで報道されておりますが、このへん西伊豆病院は、経営が悪化した時に、町長、松崎と一緒に補助をしているわけですので、病院の院長とですね、あそこは西伊豆病院がしおさいを経営していると思うんで、もう少し抑え込み、コロナの抑え込みを積極的にやらなければ、何か西伊豆町がコロナまみれになっているような感を受けるんですけど、そのへんの火消しというのはどういうふうに考えているか、お答えください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 一部メディアの数字だけを捉えると、そういうふうに見えるところもあるのかなというふうに私も思っております。なのでここは、ちょっとメディアの方にもお願いを、今傍聴に来られているのでお願いをしたいと思うんですけど、数字だけでなく完全にコントロールができるのか、市中感染があつて増えているのかということも合わせて書いて

いただくと、まことにありがたいなというふうに思います。

残念ながら、本来であれば、先月の後半に収束宣言が出せるんじゃないかなというところまでいきましたが、そこから数名陽性者が出たというふうに私も報告を受けておりますが、これについては町のほうと施設と連携して、別居を今お願いをしておりますので、完全にコントロールができていて、市中に漏れているということは皆無でございますから、数字だけを見ていると西伊豆町は増えているねというふうに見えますけども、ほかの市町さんと全く変わらないし、逆に他の市町さんでそういったクラスターがあった後に、家族感染とか市中感染が起きているという事例は西伊豆町ではございませんので、そこは安心をしていただくような広報が必要なのかなと考えております。

当然議員おっしゃるように、病院と提携されているところでございますので、すでに病院のお医者さんが支援に入られ、施設内の看護師さんが足らなくなった時には病院のほうで、有志を募って行っていただいて、当然その方がもしかしたら自分がそうになってしまうかもしれないというリスクがあっても、手を挙げて応援をしてくださる方がいらっしゃるというふうにも聞いておりますし、一時期ピークになって、やはり陽性になってしまうと、自分はもう出勤できず隔離生活に入りますので、数が足りなくなります。その時には県のほうにお願いをして、DMAT（ディーマット、災害派遣医療チーム）さんで違う浜松の方の病院からお医者さんに入ってもらったことも数名いますし、富士のほうから看護師さんを派遣していただいたということもやっておりますので、そこは増えてしまっただけで足りなくなった補充に関しては、連携されている病院が積極的にその支援のお願い、また手配はしておりますので、ですから、ある意味もこの数で抑え込むことができているのではなかろうかというふうに思っております。

ただ、施設関係者、また病院の関係者の皆様におかれては、勤務以外の心労がとてまたまっている状況でございますので、今後はそういったケアもする必要があるのではなかろうかというふうには思いますが、なんとかこの西伊豆町内のコロナはコントロールができているというふうに思います。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 全部すべての大綱ですよ。一般会計だけじゃないですよ。水道事業会計についてお聞きしたいんですけど、ここで言っている西伊豆町水道ビジョン経営戦略に基づいた水道事業を推進していくと謳われておりますけども、以前から言われている水道

◎一般質問

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

日程第6、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与します。

◇ 高 橋 敬 治 君

○議長（山本智之君） 通告1番、高橋敬治君。

5番、高橋敬治君。

[5番 高橋敬治君登壇]

○5番（高橋敬治君） 改めまして、おはようございます。今定例会では議員の間で一般質問を自粛しようという意見もありましたけども、最終的には各議員の判断に委ねるということで、私は年度末でもありますし、議員に任期の最終定例会でありますので、一般質問を一点に絞ってやることにいたしました。

それでは議長のお許しを得ましたので、私の一般質問を壇上からまず行います。

1. 森林整備について。

森林が果たす機能は国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの働きを発揮し、私達は様々な恩恵を受けています。しかし、間伐等の適切な手入れが実施されないと、その機能も失われてしまいます。

西伊豆町はこれまでも森林・林業の取り組みとして、林道の整備、治山工事による山腹斜面の安定化、間伐への補助金交付、松くい虫予防などを行ってきましたが、昨今の異常気象や豪雨災害等も踏まえると、まだまだ不十分ではないかと思われまます。

そんな中で令和元年度より、森林環境譲与税と森林経営管理制度が始まり、森林整備の促進が国を挙げての取り組みになってきている現状を踏まえて質問いたします。

(1) 森林環境譲与税について。

①現在までの取り組み

令和元年度には、森林経営計画管理制度実施に伴う全体計画を立案し、今年度はその計画

に基づき最適な整備・管理に向けた施策を実施する目的で、所有者へのアンケート調査をするとのことでしたが、その結果と今後どのように展開していきますか。

②今後の活用方法

西伊豆町は3年前に林業事業者が町内に事業所を構え、定着することで林業従業者が増加してきており、今後は譲与税の増額も期待できますが、税はどのような事業に活用していきますか。

(2) 森林経営計画について。

昨年9月定例会でも質問いたしました。町が認定をしている森林経営計画のその後の進捗状況はいかがですか。

(3) 大規模太陽光発電施設について。

現在、大沢里地区において皆伐された約20ヘクタールの森林の一部に、太陽光発電施設の建設が行われていますが、現状をどのように把握されていますか。

①緑化計画によれば約3.4ヘクタールを樹木森林として苗木による植樹を行うとありますが、確認はされていますか。

②区域内林道は、拡幅整備をした後に、西伊豆町に帰属することになっていますが計画通りですか。

(4) 地域おこし協力隊員について。

令和3年2月10日の伊豆新聞に“林業をメインに第1次産業の振興”に努めていくとして、松崎町で地域おこし協力隊員の委嘱が行われ、地元業者の農林事業部で林業農業について学んでいくとの報道がありました。

西伊豆町でも林業関係の地域おこし協力隊員の募集をしたいとの意向があったと聞きますが、その後の進捗はいかがですか。

以上、壇上からの質問でございます。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、高橋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、大きな1点目の森林整備について。

(1) 森林環境譲与税について。

①の現在までの取り組みについてということで、令和元年度には森林経営計画管理制度実施に伴う全体計画を立案し、今年度はその計画に基づき最適な整備、管理に向けた施策を実

施する目的で、所有者へのアンケート調査をするとのことでしたが、その結果、今後どのように展開するのかというご質問でございます。

令和2年度に宇久須1地区、これは浜神田区、731ヘクタールのアンケート調査を実施いたしました。森林所有者180名にアンケートを送付し、109名の方からご回答をいただいております。森林経営管理制度に基づく事前調査業務の委託先であります静岡県森林組合連合会が、分析などを行っております。分析に基づき適切な管理がなされていない森林の所有者で、森林整備の意向がある場合は、地域の意欲のある林業事業者へ施業の斡旋等を行い、森林整備の推進を図っていきたいと思っております。

令和3年度は宇久須2地区、これは柴、月原、大久須地区の850ヘクタールでございますけれども、そちらのアンケート調査を計画しております。

次に②の今後の活用方法についてという事で、西伊豆町は3年前に林業事業者が町内に事業所を構え、定着することで林業従事者が増加してきており、今後は譲与税の増額も期待できますが、税はどのような事業に活用しておるのかというご質問でございます。

先ほどもお話をさせていただきました森林経営管理制度実施に向け、所有者へのアンケート調査事業等の継続に活用していきます。また、重要インフラ施設の災害防止対応も考えております。例えば仁科野畑地区や、大久須のヒューマンヴィラまでの町道でございますけど、異常気象による風倒木で通行止めや停電等の被害が懸念されておりますが、電力会社さんと町とで連携をし、支障木の予防伐採を施工する場合の事業費を電力会社に見積もり依頼をしたところ、町費負担額が野畑地区で約3,200万円、宇久須地区で約2,400万円ございました。

町の負担額の3分の1が地震津波対策と減災交付金の対象となりますので、今後計画を進めるにあたりまして補助残額に森林環境譲与税の充当活用も検討しているところでございます。

次に(2)の森林経営計画について。

昨年9月定例会でも質問しましたが、町が認定している森林経営計画のその後の進捗状況はいかがかのご質問でございます。

現在6件の経営計画が認定されていて、そのうち2件が令和3年1月で計画の終期となり、1件が令和3年4月に終期となります。1月に終期となりました2件は計画の間伐、下限面積に達していましたが、4月に終期となる1件につきましては、今のところ下限面積に達しておりません。今後最終的な間伐面積は事業所から報告されますが、達成できない状況が把握できた場合は、国、県と協議し、適切な対応を図りたいと考えております。ただ、この事業

所は9月定例会の高橋議員の一般質問でもございましたが、森林経営計画の認定請求書の再確認を今後実施したいと思います。場合によっては、計画策定のために補助を受けた森林整備地域活動支援事業補助金や森林経営計画に基づき、保護対象となりました森林環境保全直接支援事業の返還が考えられます。

(3)の大規模太陽光発電施設について、緑化計画によれば、苗木による植樹を行うとあるが、確認をしているのかというご質問でございます。

緑化計画では、当初コナラの植樹、植栽を予定しておりましたが、産業建設課と協議をした結果、鹿の食害を考慮し、ユキヤナギやレンギョウを植えることに変更をしております。

また現地を見ますと、しきびが鹿の食害を受けずに自生していることから、しきびの植樹も検討し、温かくなった今月から植栽を実施していくというふうに聞いております。

次に②の区域内林道は、拡幅整備後に西伊豆町に帰属するとあるが、計画通りかというご質問でございます。2月13日に、現地を西伊豆町の役場の担当職員4名が確認をいたしました。パネル、フェンスの設置はほぼ完了しておりました。そちらの設置が完了した後に年度内に規格に沿った道路整備を行い、帰属の手続きを行う予定であると伺っておりますが、計画通りに進むよう引き続き施工状況を確認していきたいと思っております。

次に(4)の地域おこし協力隊について。

林業関係の地域おこし協力隊員を募集したいとの意向があったと聞くが、その後の進捗はということでございます。

1月に林業関係の地域おこし協力隊を募集後、応募した2名の面接を先月2月19日に行い、4月1日から採用することに決定いたしました。その2名につきましては、三島市で開催されました「しずおか森林」と書いて「もり」なんですけど、「森林(もり)の仕事ガイダンス」に参加をされ、その後何度か宇久須地区の林業事業所の仕事を体験されるなど、林業に従事したいという強い思いを持っておられる方達でございます。

町といたしましても、この2名を地域おこし協力隊として受け入れた後、将来的に林業を生業とし生活ができるように支援をしてきたいというふうに思っております。

またその2名とは別に、林野庁の「緑の雇用」制度という補助制度を活用して1名が林業に従事する予定でございますので、4月から計3名の方が新たな林業従事者として活動をされます。森林整備と定住人口の増加を図るため、今後も地域おこし協力隊等の国の制度をうまく活用してまいりたいというふうに思います。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） それでは個別に再質問にさせていただきます。

まず最初に森林環境譲与税についてですけれども、今年度、宇久須の1の中で調査をしたと。731ヘクタール、180名のうち109名ですか。これ回答があったと。私が知りたいのはですね、要はこうやってアンケートに回答してきた、この森林所有者、中でも、もう任せたいよ、あるいはほんとはしたいんだよという方ですね、これは宇久須の1で宇久須に根を下ろした林業事業者が森林経営計画を立てるために、地域活動支援活動ですね、これをやられているわけですよ。こういう所にその情報提供というのはされているのでしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） まだ具体的に、まだアンケートがまとまってませんので、事業体のほうには情報提供はしてませんが、ある程度まとめられましたら、そういった情報提供をしていきたいと考えております。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） アンケートが具体的にまとまってないと言いますけどね、林業事業者というのは非常にやっぱり森林経営計画を早く立てたいというふうに今考えて、精力的に私の所にも来ました。わずかですけれども森林持っているものですからね。こういう活動をやっている。そうするとうまくいけば今期中に、あるいは場合によっては、これは契約ですから来年度中に立てたいと。そうするとね、今アンケートをまとめていますとか、そういうことでなくて、相当早く、私の所にもアンケート来ましたが、相当前にやっているわけじゃないですか。この中で意思がはっきりした所というのは、そういう森林経営計画の中に盛り込んであげるといって、やっぱりそういうこともしないと、なかなか進んで行かないと思うんですけど。それについてはどうですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今、答弁のほうでも申し上げさせていただきましたけれども、静岡県森林組合連合会に、今分析をお願いをしております、来たアンケートの中で施業をしたいという方には、こういった地図のどこがそういった要望をしているかという、今落とし込みをお願いをしているところでございます。虫食いの状態で回答が来ていないとか、意向がわからない、若しくはその施業は自分でやるからいいというような所に行っても、たいへんご苦労もされるというふうに思いますので、ここは大方8割9割の方がご賛同いただいていますよという所がわかり次第、こういった所の経営計画を立ててはどうでしょうかというようなこ

とは、今後必要かなというふうに思いますし、そういった情報を提供することによって、林業事業者さんも施業がしやすい環境も整うのではなかろうというふうに思っております。

町としても、やはり1ヘクタールでも多くやっていただくことによって、山の荒廃というものが防げてまいりますので、その件につきましては、また高橋さんからいろいろご指導をいただきながら事業者さんには適切な情報は流していきたいというふうには考えております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） まあ可能なね、施業可能な所というのは、そうやって林業事業者に任せれば、これ着々と進むわけですね。施業がなかなか難しい場所については、森林環境譲与税を使ってやっぱりこれから町が委託を受けてやっていくということですから、積極的になるべく早くタイムリーにその情報を流してあげることが必要だと思うんで、これは今後ともそういう方針を崩さないでやっていただきたいというふうに思います。

それから2番目に移ります。今後の活用方法、先ほど町長の答弁がありましたけども、これを今後予防伐採に使いたいということで、まさに私もそういう提案を前回もしましたし、それから最近でいきますと令和3年2月23日ですね、これは伊豆新聞ですけども、これは倒木による停電防止、予防伐採の実施ということで、県賀茂農林事務所と地域局がもう下田方面、下田市横川の山林所有者、これは森林環境譲与税じゃなくて、県が主体になってますので、「森の力」で、これやっているんですけどね、どんどんこういう必要性というのは出てきていると思うんですよ。

ですから、今お金利く限り、相当な金額ですね。例えばヒューマンの方でいきますと2,000数百万円、それから野畑の方ですと3,200万円ですか。東電が、ちょうど10年前の福島原発以降非常に体力が弱って、財政事情も悪いという事で、このへんは少し足もと見られているなという可能性は充分に感じるんですけども。ただ、今言ったように森林環境譲与税というのは、一番最初始まった年度から今1.5倍ぐらいになっています。これから3年後ぐらいになりますと、今のまた1.5倍ぐらいになっていきますし、それから西伊豆町は見直しがどういう格好で行われるかわかりませんが、先ほども言いましたように、林業従事者というのがどんどん増えてきている。こういう環境からすればですね、おそらく2,000万、3,000万という金が数年後にはついてくるということがありますので、ぜひ町長お答えになりましたけど、予防伐採等にどんどん使っていただきたいというふうにお願ひしておきたいと思ひます。

それから、この森林環境譲与税というのは、じゃあ他の自治体はどういうふうに使って

るかということですが、例えばこれ森林環境譲与税の取り組み事例集、これ総務省が、去年の10月にインターネット上でこれ広報をしています。町に聞いたら知らないというものですから、少なくともこのぐらいはアンテナを張りめぐらせよということで、その後を見てもらいました。これ120、125例載っています。

これは令和元年度の取り組み事例なんですよ。そうすると、ここに上げているもの、これは総務省がある意味では認定した、こういう使い方、大丈夫ですよということだと思えます。今までは非常にその文章ですから、曖昧ですね。こんな事に使えるかな、あんな事には使えないかなというところでいろいろあったと思うんですけど、この取り組み事例集を見ると、非常にユニークな取り組みをしている市町がけっこうあるんですよ。だいたいこの125例ですけど、この6割、3分の2ぐらいは、今西伊豆町がやっているように森林所有者を探し当てる。それからその意向を聞くという事に使っていますけど、面白い事例を2、3紹介いたしますので、そういう西伊豆町で検討できそうな事例ですので、今後の参考にしていただければなというふうに思います。

例えば岩手県の葛巻町なんですよ、ここがどういうことを使っているかと言いますと、ここは、もともと林業というのは非常に危険を伴うということなんですよ。皆さん公務員ですからあまりご存知ないでしょうけども、労災保険ですね、これ掛ける時に林業というのは平均的な支給額掛ける1,000分の60ぐらいの保険料率なんですよ。一般の不動産会社とかそういう所というのはだいたい1,000分の2.5とか3なんですよ。

例えば宇久須にある工業会社、こういう所というのは、やっぱり重機も使ったりするものですから、ここも比較的高いんですよ、それでもたぶん25とか6なんですよ。それに比べれば非常にこの林業というのは労災保険料率からして高いです。つまりそれだけ危険だということなんですよ。なぜかと言いますと、林業における死傷年1,000人率、つまり1年間に林業では1,000人あたりどれぐらいの人が死傷、つまり死んだり怪我をしているかという、これ30前後なんですよ。陸上の貨物輸送、例えば何とか運輸だとか、何とか便だとか、こういう所でせいぜい8ぐらい。建設業でだいたい4とか5。全産業でいきましても2.2なんですよ。そうしますとこの林業のやっぱり死傷率が非常に高い。ですから労災保険が高くなるということです。だいたい現在減ってはきていますが、年に40人ぐらい林業で亡くなっているわけですよ。そういう状況からして、この岩手県の葛巻町というのは、安全な林業をPRし、新規就労者の獲得につなげるということで、これは平成31年8月1日、2019年の8月1日から労働安全衛生規則、これが一部改正しまして、林業事業者には節操防止、つ

まりチェーンソーなんか使いますよね。これが足だとかそういうのに引っかかって出血多量で亡くなるとか、大怪我をするというのが非常に多いものですから、2019年、平成31年8月1日に伐木作業、つまり木を切る作業等を行う全ての業種を対象として、この保護具ですね、これをつけなさいということが義務付けされた。林業そのものはもう2015年から実はやっています。ですから、宇久須にいる業者に聞いたんですけど、皆さんそういう保護具をつけています。これいくらいするのと聞いたら、だいたい2万円から2万5,000円くらいするんですよね。そしてこの葛巻町というのは、安全な林業を謳うために、そういう林業業者なり、これは林業業者だけでなく先ほど言ったように建設業もそうです。あるいは造園屋もそうです。チェーンソーを使う作業の人はすべてこれをつけなさいということになってますので、そういう事業者に対してそういう安全具を付けるということに、買うということに対して半額の補助をこの森林環境譲与税で実はやっているんですよね。特にどんなのかと、チャップスと言いましてね、ちょっと防護具になっていて、ズボンの中にカーボン繊維かなんか入っていて、チェーンソーの刃が当たると巻き込んで、チェーンソーが止まるというようなことなんですけどね。こいういう面白い使い方をしてるという事例がここに載っています。

それから、同じように福井県の福井市でもそういうものをやっている。こいういう使い方があると思うんですけど、こいういう使い方についてこいうう感想をお持ちでしょう。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 私も林業体験ではないですけど、こいういったものを5、6年前に一度南伊豆のほうでちょっとさせていただいた経験ありますけども、やっぱり初めてチェーンソーを使って、逆に慣れてる方もこうなんでしょうけども、急にですね、木の硬さによって跳ねるとこいうようなことを目の当たりにさせていただきまして、たいへん危険だなとこいうことを記憶しております。やっぱり、その当時の林業事業者さんについては、高橋議員おっしゃったように、こいういったズボンを履かれて、またヘルメットをして、やっぱり耳を守らなければいけませんので、騒音防止的なものですね、フル装備でやっておられました。

やはり自分たちがこいくら気をつけておっても、相手にしているものが自然なものですし、相当重たい大木を相手にしておりますので、ひとたびそれが足の上に落ちれば骨折とこいうことにも繋がるなと考えております。

また、事業所さん、また、関係の建設も含めてですけど、こいういった要望があるのであれば、国、県の有利なものを活用して支援をしていくとこいうことは検討できるのではなかろうかというふうに思いますので、まだこれは予算のところには行きついておりませんが、今

後検討はさせて頂きたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） まあたいへんありがたい話で、そういうことによってもやっぱり林業の振興というのは図られる一要素になると思いますので、そのへんの検討をよろしくお願ひしますというふうに思います。

それから、非常に面白い、面白いというか、こういう発想というのがあるのかということですけども、皆さん、カーボンオフセットという言葉をお聞きになったことがあると思うんですよね。今各市町、あるいは各事業体こういう所がいわゆるカーボン、炭素、二酸化炭素ですね、これを出さないためのいろんなこう工夫をしています。してますけども目標がなかなか達成できないとか、そういう場合に埋め合わせる。どこからそういう物を買って相殺するというのがカーボンオフセットというわけですよ。

この事例の中に、実は2つ東京都の千代田区とそれから東京の新宿区ですね、この両区というのは森林がないんです。森林が区の中にない。ないんですけど、森林環境譲与税が出てくるんです。なぜかと言いますと、林業従業者が住んでいるんですよ。ですから、例えば千代田区で言いますと、年間約700万円、それから新宿区に至っては年間1,400万円ぐらいのこの森林環境譲与税が来るわけです。

新宿区なんか非常にわかりやすいと思うんですけど、これをほとんど使って、このカーボンオフセットでどういうふうになっているかということ、例えばこれ長野県の伊那市と、あるいは群馬県の沼田市、東京のあきる野、こういう森林を整備している自治体、ここと契約をして、間伐あるいは路網を整備すると、間伐1ヘクタールあたりいくらカーボンの削減になるということ、それを買っているわけですよ。森林環境譲与税で。新宿にいたっては去年が令和元年が1,300万円ぐらい。それから千代田区でだいたい、千代田区は岐阜県の高山それから、群馬の嬭恋ここでやっているんですけど、これがだいたい100万ぐらいですね。

そうすると西伊豆町もそういう所、森林はないけども、あるいはカーボンオフセットでカーボンの削減が不足している所、こういう所とやっぱり自治体間協定を結んでですね、西伊豆町今相当、今年度の予算でも20ヘクタール近く町有林、間伐やりますしね、そういうものを売ってやっぱりお金にする。そして、その森林整備の財源にするという方法があると思うんですよ。こういう取り組みについては、どう思いますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ひと昔前に、千年の森を使ったカーボンオフセット事業なんてのを僕

も聞いたことがありますけども、そこには財源がなかったということで頓挫したというものがありません。今回議員がおっしゃるように、この国からいただける森林環境譲与税をある意味、都会からいただくことによって、町としても、今まで予定していたもの以上の森林間伐とか、そういった施業が進んでいくということは、私たちにもメリットがありますし、先ほどご紹介いただいた千代田区さんとは、今商工の関係でいろいろ連携をさせていただいておりますし、昨年災害協定も確か結ばせていただいているかと思っておりますので、少しお話をさせていただいて先方がいいんじゃないのかなということが、もしあるのであれば、積極的にそういった事業を組むことによってお互いWin-Win（ウィンウィン）の関係は作れるのかなというふうに思いますので、今後そういったものも参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） まあ自治体だけでなく、いろんな企業、大きな企業も、これ今カーボンオフセット、カーボンの削減に取り組んでいて、やっぱり不足分をそういうことをやっています。ですから自治体はもちろん、多くの企業にも対処できるということで、なんらかのつながりがあれば、そういうものを積極的に売り込む。それで資金を獲得する。それによって西伊豆町の森林整備も進むという、それこそ本当にWin-Winですから、これはぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、事例集の中で面白いのは、今さっき言いましたように地域おこし協力隊というのは国の資金で、西伊豆町以外のある条件がありますけど、そういう所から来てもらって3年間、国の支援を受けて地域おこし協力隊、3年後にできる限り定着していけるような活動をしてもらうということですけども。

これは高知県の津野町、ここは、非常にこの森林環境譲与税を使って、いわゆるその町版の地域おこし協力隊みたいなことで町の職員を1名、森林環境譲与税で採用して、いろんな林業機械の各種資格の取得だとか、搬出間伐、保育間伐の実施だとか、作業道開設の整備、こういう仕事をやってもらって、3年後にこれは林業の施業だとかと色々な事業所に就職してもらう。

つまり、地域おこし協力隊は町外からの人間なんですけども、町の中でやはり今仕事につけていない、けれども林業に非常に興味があるという人間を3年間森林環境譲与税を使って地域おこし協力隊と同じように育てて、そして3年後に町の中で定着してもらうと。こういう取り組みなんですよ。これも非常にいわゆる地域おこし協力隊の私、町内版だと思うん

で、こういうことも制度的にね、できれば検討していただきたいと。つまり国のお金を使ってやっぱり西伊豆町のいわゆる林業の振興、それからそれに付随して雇用の増ということに繋がるわけですから、ぜひこのへんもいろんなアイデアの中でいっぺん検討していただきたいというふうに思います。

それから、これは今まで令和元年に各全国の中で使った事例なんですけども、実はこの2月26日の静岡新聞ですね、これに県内の牧之原市の使用例が出ていました。これは文化財関連の保護ということで、森林環境譲与税で牧之原の戦国山城、勝間田城で、これの跡地の周辺が非常に森林が木が枯れたり、逆に生い茂ったりして非常に景観も悪いと。こういう史跡そういうものを保護するという目的と兼ねて、この森林環境譲与税で整備するということがあって、今年度総事業費3,000万ですけど、今年度600万を投じて、ある範囲をそういう施業をするということになっています。西伊豆町にそういう所が当てはまるかどうかというのは私よくわかりませんが、こういう使い方もできるんだよということを今回紹介しておきたいと思います。

時間もありますので、次の2番の質問に移りたいと思います。森林経営計画についての再質問ですけど、先ほど言いましたように、この1月に終わった事業者、これは前回伺った時にも、すでに最低間伐30パーセントですかね、これはもうクリアしているし、さらにその延長ですかね、この前行きましたら町道前の、日軽興業さんのもと事務所のあった所でさらに材を出してましたよね、南伊豆の業者が。ですからここの2つについては特に問題ないと思うんですけど、ただこの2つの業者、1月で終わりましたが、その後はどういう計画かは伺ってますか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） まだその後の具体的な話というのは伺っていないです。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 町は、計画が立てられて、1月にもうすでに終了したというわけじゃないですか。そうしたらその後まだまだ例えば75パーセントと、50何パーセントですよ。残りの部分をこれからも延長してやるのか。それとももう最低限クリアしたんで、これはこれで止めるのか、こういう確認ぐらいはするべきですよ。なぜかと言いますとね、この所に所有者預けたわけでしょう。やってくれと。ところが50何パーセントということは、自分の所をやられていない可能性があるわけですよ。そうすると約束違反じゃないですか。こういうことを含めると、本当は100パーセントを予定したとおりにやってもらいたい。そうすれば契約

した人との約束はたぶんすべて果たせるんでしょう。50何パーセントとか70何パーセントで本当にその所有した人との契約が完遂されているかどうか。完遂されているかどうかというのは、わからんわけで、ですからこういう事業者の意向を聞くべきだと思うんですけど。もう一度答弁ください。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） またそのへんを、確認をしてみたいと思います。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） それから3番目ですね。基準を満たしていない業者、これは前回の時にいろいろ細かい所まで触れました。もうその経営計画そのものが、ほんとはいかさまではないのかというような話もしまして、その検証を町にしてくれという話もしました。そして、その中で少なくともまだ終わっていない。27パーセントぐらいでしたかね。終わっていない。これを本当に今後どうするのかということは非常に大事なことで、なぜかって言いますと、やっぱり今一生懸命西伊豆町へ来てやっている業者、あるいは西伊豆町でこれから森林経営計画立てて本格的にやろうとしている松崎町の業者、こういう所に対してですね、やっぱりそういうものが実現できなかった森林所有者、これのやっぱり不信感に繋がるわけですよね。一生懸命やっている業者と、もうその契約そのものに疑義が生じて、しかもそれが原因で施業が最低間伐5年でできていないというよう業者とね、やっぱり同列に考えること自体、同列に置くということ自体が、公平公正の立場から言えば非常に問題がある。

そういう意味では県と十分に話し合っ、これの業者の、やっぱり処分というのは決めていただきたいし、その後の処置も、やっぱり町として考えなければいかんと思います。ただ、そういうことを進めているってことですから、これはこれでよろしくお願ひしたいと。

総じて言いますのはね、町は経営計画を立てて、業者が施業を進めている。そういう中でね、もうすでにその段階でさっき言ったように森林経営計画を立てる前提で地域活動支援交付金というやつを国からいただいているわけですよ。当時であれば1ヘクタール1万9,000円。去年、昨年度やりましたら町がさらにそれにつけてくれたもんですから、県が同額付けて3万8,000円ですよ。だから非常に意欲はあるんですけど、逆に言いますとね、そういう補助金をもらっていないながら、先ほども言いましたけど施業をしてない。これは非常に問題があると思うんです。ですからどのぐらいの施業率だったことは常にやっぱり年度ごとに報告を受けて、監視してもらいたいというふうに思いますけど、いかがですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） そのへんまた、確認と監視を行っていきたいと思います。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） それでは3番の太陽光発電、これについて伺いたいと思います。先ほど2月13日に4名の役場の職員が確認に行つたと。これは私がある事業者から話を受けて、高橋さん、あそこを確認したほうがいいよということで、実はこの前に行つてきました。ちょっといろんな問題を含んでいるなということで、君たちは本当に役場として、これ土地利用が出ているのに、どんな確認をしてるんだいというのが発端でたぶん見に行かれたと思うんですよ。

この中で、先ほどこの事業所の計画は、約4.2、3ヘクタールですかね。自分の所有地、これの中で9,900何某はパネルを入れますと。このパネルも今から言えばちょっと引っかけたような感じですけども、5分割されているんですよ。5分割されたものを繋いで、9,900いくつにして、残りの3万4,000ヘクタールぐらいはこの計画でいきますと、これ植栽します。苗木を植えて植栽しますという計画になっているんです。

そうしますと、その業者が持っている土地の約78パーセントが森林率ですね。なるんです。非常にいい計画なんです。ただし、これ本当に今言ったように、樹木の種類だとかそういうものを吟味した計画になっていったかどうかというのは、今検討している。もうパネルの設置終わるんですよ。そういう中で、今そういうのを計画している。

それと何が食われないかでいくと、おそらくいろんなものを植えたにしても、食害これあるんですよ。高木は植えられない。当然太陽光発電に影響するような高木になるようなものは植えられない。そういう意味では、さっき言ったようなしきびなんて言うのは、林道沿いにかなり生えている。非常に有効だと思うんですけども、これちょっと対応が遅いんですけども、これの担当というのはどこなんですか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 太陽光発電の計画自体を審査するのは、まちづくり課のほうで行っております。先ほど、議員がおっしゃられたとおり、これから植栽のほうの計画をしていくところの中で、産業建設課とまた農林事務所等々と協議をした中で植樹をする樹木については選定をしていくということで現在進めております。

植樹するピッチというのは1ヘクタールあたり2,500本、約8,560本を植栽するという計画で、町長からの答弁のあったとおり暖かくなった今月からスタートしているというところまで進めているところでございます。計画通り進めていくかどうかということなんです。

が、そこについては現在もまちづくり課と担当事業所との協議を進めながら確認をしているわけなんですけども、条例に基づきまして、もし仮に計画通り行われなかった場合には、指導、助言、または勧告を行う事ができ、なおそれにまた勧告に従わない場合には、経済産業省に報告する、または公表することになるという手順になっていきますので、それらで進めていきたいと考えております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 本来、例えば土地利用出す時に、我々もいろんな、我々は林地開発許可ですから県に出しました。この時に出す時に、少なくとももう緑化計画というのは立っているんですよ。例えばヤシャブシを1.8メートル間隔で何本植える。植え方は岩盤ですから、そこに覆土をして覆土を何十センチしてそこで植える。あるいは平地はこういう緑地の場合もあるし、苗木を植える場合もあると。今こんなことをしているというのは、ものすごく遅い話ですよ。正直言いまして、本当に5月6月に間に合うのかどうかというのと、もう1つ、ここはやっぱり、鹿の対策をしないとなんらかの恰好で餌食になると思うんですよ。今確かにしきびあたりは有効ですけど、そのほかのものというのは、僕の前の会社の例で言えば、本当に根こそぎやっちゃうんですよ。最終的に僕の前の会社は電気柵、これを周囲に巡らせてまして、今はもうかなり人間の背丈に近いぐらいの樹木も変えました。松だとか、そういうものに変えて今どんどん茂っています。伊豆市の土地ですけどね。

そういうふうには、この植栽というのは今こういう鳥獣被害がある中では非常に難しいところだと思うんですよ。ですから本当にスピードアップして進めてもらいたい。その中で、1つ提案したいんですけど、行かれた4名の方どこから見られたか知りませんが、丹野平から見たらどういう光景かというのを見られましたか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 一度丹野平からこの時ではないですけど、別の時にも丹野平から見たことがあります。その時は、まだ8月だか9月頃だと思いましたが、まだそれほど多くできていない時でしたけど、丹野平から見るとそういった施設が、その景色の中にポーンとあるという状況になっております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 今行って見てください。丹野平から、あれはどうなりますかね。西を見るようになりますかね。そうすると5つ点在してパネルがあって、その他が裸地ですよ。裸の土地になっています。植栽をするということですけども。ああいう丹野平みたいに非常

に360度パノラマのね、いい景色の中にああいうパネルがある。太陽光発電というのは、僕は必要だと思うんです。きちっとやれば。ただ自然景観とかそういう面から配慮すれば、せっかく3ヘクタール、4ヘクタールあと植栽するんであれば、丹野平からの景観をアップするような例えば植樹、これは非常に難しいと思うんです。これだけ今鳥獣被害のある中でやれていうことは非常に難しいんですけど、そういう提案もしてみたらと思うんですけど、いかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 景観に配慮した植樹というのを高橋さんが何をおっしゃっているのちょっとわからないんですけど、季節的に言うとあそこの周りに全部桜をやると丹野平から見ると、その時期はきれいとかというのはあるのかもしれませんが、なかなかその育成するスピードと先ほどからおっしゃっている鹿の被害ということも当然ございますので、やはりそこは優先すべきは食害に合わず緑化が進むというのが最優先になってくるのかな。

個人的には紅葉などを植えてもきれいなのかなというようなことは思いますけども、そのへんは考慮した中で提案はさせていただきますけども、現実には現実で鹿被害ということがございますので、電柵を張ってまでそれを植栽を植えてくれるかということになると、なかなか事業者さんも営利が目的で当然おやりになられておられるということもございますので、提案はさせていただきたいというふうには思いますけども、その後についてはなかなかちょっと町のほうでは強くは言えないということもご考慮をいただきたいと思います。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） それでは、続けます。先ほどの植栽というところですけども、非常に植栽というのは難しいということを前提に、いろんな物事を見ていかなければいけないと思

いますので、監視のほうは打合せ及び監視のほうは、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、この林道整備についてでございますけども、あそこにパネルが設置してありまして、かなり各ブロック密集してます。当然のことながら、パネルというのは雨が降れば水を吸収しないで一気に地面に落ちて、それがすべて林道、これに流れこむわけですけど、保水できないんでね。

これの土地利用の申請書を見ますとね、これの施設完了後の運用利用計画の中で、施設維持、管理形態というところで、区域内沈砂池堆積土砂については、監視カメラ及び堆積量測定器を設置し適時清掃を行う、というふうに書いてあるんですよ。図面を見ても、そういう場所がみつからないんですけども、これはいったいどこのことを指していますか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 場所についてはです、ちょっとこちらでも申し訳ありません、把握はしていません。ただ、管理については、カメラ等の設置、それから地元の大城区の方にも管理をお願いするということになっていきますので、そちらのほうかからの情報を加えて、今後進めていくという計画でいくということは聞いております。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） ちょっとそれはおかしな答弁で、この申請書の中に区域内の沈砂池堆積土砂と書いてあるんですよ。そうすると沈砂池がどこにあるのかということがやっぱり図で示されないと、そういう設計になっているのかどうかというのがわからないわけですよ。ですからその沈砂池がどこで、沈砂池があればそれをカメラで監視してという事ですから、カメラの設置位置はおのずと見やすい所ですけど、この沈砂池の位置がわからないという回答はちょっと理解できないんですけど。この2020年3月9日の実施計画承認申請書ですよ。これに何も載ってないのはどういうことですか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 休憩もらっていいですか。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時07分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） たいへん失礼いたしました。高橋議員が今お持ちになっているその計画は、最初に出された時の計画でありまして、その後は面積が少なくなったというところの中で、改めて土地利用委員会にかけた時の書類の中には、その文言が削除されているということになっておりますので、現状出されている計画の中ではカメラ云々の文言は入っておりません。

沈砂池、調整池についても、そこも削除がされております。

以上です。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 調整池を削除するというのは、開発面積からしてということで、これ全協で説明がありましたよ。だけど、沈砂池がこれが古いと言われると何とも言えないんですけど、じゃあ僕が持っているのは2020年3月9日まちづくりが令和2年3月11日に受け付けたやつですけど、今一番新しいのはいつのやつですか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 実施計画承認申請ということで2020年の3月9日に出たものが最新でございます。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） これ2020年の3月9日ですよ、見てください。あの文言消えてませんよ。もちろん沈砂池は、調整池はなくなってますけど、沈砂池はちゃんと載ってますよ。8の施設完了後の運営利用計画の（2）施設維持管理形態の中で載ってますよ。2番目に。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時11分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） すみません、申請の日付は3月9日という事で、書類のほうは日付のほうは変わっておりませんが、この申請を受けた後に土地利用委員会にかけまして、そこで協議した上、先ほど出た文言については削除していただくという形で進めたものでございます。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） それはわかりました。そうしたら、土地利用委員会で誰がどういう発言をして、この文言が削除されたか。これは後日でいいんで明らかにしてください。これ業者から出たとすれば、町はどういう検討をしたのか。町から出たとすれば、おかしい話ですからね。土地利用委員会での議事録をもって明らかにしてもらいたいというふうに思います。

次、いきます。林道の整備について、今お尋ねしましたけども、ちょっとこれ関連になるんですけども、この太陽光発電施設4.何ヘクタールはいいんですけども、冒頭で言いましたように約20ヘクタール、これが天然更新で切られているわけですよ。確か平成29年ぐらいに終わったと思うんですけども。これはその施設以外の今所有者というのはどなたなんですか。個人名はいらないんですけど、この業者なのか、それ以外の業者なのか、どちらですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人） 今現在、この株式会社七条さんから、別の方に所有権が移っているところが全部で6筆ございます。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） この土地ですけどもね、当初、切る時に天然更新だというふうにして切られているわけですよ。その天然更新の場合の完了基準というのがあると思うんですけども、これをその業者が所有者が引き継いでいるという解釈で間違いはないですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人） 一般的にそういうことに引き継ぐということになります。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） そしたら課長に聞きますけども、天然更新でいったら、町はそのあとどういふその天然更新が完了するまで、どういふことをすることになっていますか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人） まず5年ほど経ってからですけど、天然更新がちゃんとされているかどうかの確認ということで、実際に山のほうに行って、まず目視で見て明らかに本数

があるよということだったらいんですけど、それがわからない場合は、1プロット5メートル5メートル、25平米で何本生えているかというような調査をして、天然更新が行われているかどうかというの確認をするようになります。通常ですと、下限値で1プロット25平米あたり4.5本というのが基準になります。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 課長、今の答弁で間違っているのは、5年経ったらじゃないですよ。5年以内に調査をするんですよ。そして、その状態を見て、これは指導が必要であればどんどん指導していく。町の森林経営計画書というのはありますよね。29年4月1日策定したものの。これに天然更新の場合どうするって書いてあるんですよ。ところが町は具体的なやつは、県の基準に沿うと書いてあるんですよ。県の基準なり国の基準を見ると、これ1ヘクタールあたり6,000本なんです。6,000本。これの木が生えつつあるということを確認しなければいけないんですよ。

6,000本という数字は1ヘクタール6,000本というほどのくらいかわかりますか。1ヘクタールですから、1万平米、これを6,000で割ってルートにすれば、1メートル29センチです。1メートル29センチ四方に木が生えていないと6,000本満たさないんですよ。ただし、5年で生育の悪い所もあるんで、概ねこの5年間でこの3割以上、つまり6,000本の3割ですから1,800本。これぐらいは確認されないと順調に天然更新されていないということなんです。今、現地行かれてどうですか。もう3年半ぐらい経つんですかね、29年度に植わってますから。30、31、32、3年ですよ、この状態でほとんど生えていないですよ。ですから、もう指導する対象なんですよ。と、僕は思いますけどもいかがですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人） またそのへん現地を確認しまして、1ヘクタールあたり1,800本、1プロットあたりで4.5本。それがいってないようでしたら、またそのへんの指導というのをしてみたいと思います。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） この業者ってここで言っているかわからないけど、たぶんややこしい業者ですよ。これに隣接する所、大沢里、これ松崎の業者が約1ヘクタール開伐しましたよね。これその周辺で森林経営計画を立てるにあたって、森林経営計画ってさっき言ったように地域活動支援交付金、これを貰いながら計画を立てるんですけど、その業者がもちろん1ヘクタールあたりの契約で3万8,000円はもちろんですけども、境界の確定をすると、

それに付け増しがあるんですよ。そこをやろうとしたけれども、その業者、所有者を調べたら、どうも触らないほうがいいなど、こういう業者だというふうに私は松崎の業者から聞いたんですよ。そのへんの把握はできていますか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人） そういったことはまだ確認はしてないです。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） つまりね、これからもうあと1年2年で5年になります。天然更新でもともとこの山を持っていた大沢里何なりの在住の、あるいは組合の人、軽い気持ちで伐採したかわりません。それが転売転売で想像もつかないような所に今売られているわけですよ。それをやっぱり町はきちっとこれから指導していかなきゃいかんわけですよ。

ですから、こういうルールがあるのであれば、これは何か問題が起こった時に、こんなルールがありましたじゃなくて、天然更新ということがあれば、もうその切る時点から後のこと、それが転売された時点でどういう所にどういうふうに行ったのかということをやっぱり監視しながらやっていかないと、これとんでもないことになりますよ。このまま上手く指導ができれば、もうそれはそれで私は何にも言いませんけど、早急に天然更新の指導の調査にかかってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 土地の売買につきましては、相手がどなただと町の方で売ってはいかんというようなことは当然できないわけでございますので、そのへんの指導についてはちょっと難しいのかと思いますが、今現時点でも2、3年前からけっこう広範囲な土地の売買が見受けられ、担当の者にはこれちゃんと国内の方に行くのか、海外の所に転売されるようなことはないのかというようなことをチェックは必ずするようにということで、申し伝えはしております。

この天然更新につきましては、議員ご指摘のように、今後目を光らせながら、必ずそれが更新されるような方向で町としても再三チェックはかけていきたいというふうに思っておりますので、今後役場の職員の行動に、また議員も目を光らせていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） ぜひそのへんは、よろしく管理の方お願いしたいと思います。それでは最後の地域おこし協力隊員についての再質問をしたいと思います。

先ほどまちづくり課ですかね、来年2人、さらに緑の雇用で一人、今、宇久須にいる業者もほとんどの方が緑の雇用から延長して、森林事業者になったというような経過も聞いております。ですから、こういう地域おこし協力隊あるいは緑の雇用、あるいは先ほどちょっと言いましたけども、町としての地域おこし協力隊の有様みたいな恰好等を通じて、まだまだ町長も先ほどの施政方針でまだまだ不十分であるという森林整備については、そういう雇用を拡大を兼ねてやっていただきたい。そういう森林従業者が増えれば当然森林環境譲与税も増えて来るわけですので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほども言いましてけども、この地域おこし協力隊、林業、非常に危険度の高い作業環境にあって年間40人の方が亡くなっていると。これを例えばこういった格好でこの地域おこし協力隊2人活動されるのか。そのへんをちょっとお聞かせください。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 地域おこし協力隊については、宇久須地区のその事業書の方に一緒に入って、活動のほうはしていただくことということになります。それで、先ほど高橋議員もおっしゃられたとおり、たいへん危険の伴う仕事ということになりますので、町のほうの地域おこし協力隊員という、まず身分なんですけども、会計年度任用職員ととして非常勤職員の扱いと同じ形になります。そうしますと活動等により、負傷したり疾病等に罹ったりした場合には静岡県市町総合事務組合の保険にまず加入をして、各種保障や福祉事業を受けることになってきます。

掛け率ですけども、事務系の非常勤職員の場合よりも高くてですね、先ほどお話されていたとおり1,000分60、これが適用されます。ですので、その掛金で加入していただいて、隊員の活動のほうを行っていくということを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 例えば、今松崎町でこの先ほど2月10日の伊豆新聞で紹介されたこれは宇野満里加さんという女性の方なんですよ。この方を受け入れるにあたっては、松崎の事業者は、町と覚書を交わしてます。西伊豆町の地域おこし協力隊がどういう町との関係が、そういう書面があるかというのは、ちょっと知らないんですけども、私は。勤怠管理を含めて、責務いろんな、乙がこうした時にはとか、甲がどうたらこうたらという簡単でありますけど、こういう覚書を町長とその事業者で交わしてあるんですよね。そういうものというのは、西伊豆町の場合はあるんですか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 事業所と町との覚書等については締結しておりません。ただ、そちらのほうと、常に情報交換というか話し合いをしながら、隊員を受け入れる際にもそういうことを協議しながら進めていきましたし、あと今後の例えば研修であるとか、そういったものについても、地域おこし協力隊員であれば、隊員の経費を使い、研修制度を受けられますし、先ほど申し上げました緑の雇用制度であれば、林野庁の研修に乗った中で進めていけるという事も打合せをしておりますので、今後入る3人の隊員を、いかに町の方に生業として最終的には定住させるかというところも視野に入れながら進めていくということで業者さんとは常に話し合いをしながら進めていくということでございます。

○議長（山本智之君） 高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） まあ話し合いをするのは当然なんでね、あとは最低限のことはやっぱり書面でかわしておかないと、いざ何かあった時には苦勞しますよ。ですから、これは1つの参考例でもし必要ならば、松崎町なりで調べていただくなり、この業者さんの、西伊豆でも作業していますので参考にするなりして、やっぱり危険な職業につくという前提で、それぐらいの配慮はしておく必要があるんじゃないかと思いますので、そのへんは参考にしてください。

以上で私の一般質問は、予定したところ、今回は森林整備についての質問でしたけども、まとめをしたいと思います。昨年9月の定例会を延長したような質問ばかりでありましたけども、その後いろいろ調べた結果、いろんなアイデアも今回提供させていただきました。

一方で半年9月から半年経過しているにもかかわらず、やっぱりあまり進んでいないという現状もいくつか伺い知れます。ですから、どんどんやっぱりいろんな提案が、あるいはいろんな所からのアイデアがあれば、それを活かして良い方向に繋げていってほしいと思います。

森林整備については、宇久須地区が今急ピッチで進んでおります。これが雇用の拡大にも繋がっていて、今後またいへん期待しているところなんですけども、これも地域活動支援交付金ですね、これを昨年度上乗せしていただいたということで、先ほどから紹介していますが、松崎町の事業体もね、大沢里地区で新たな計画を策定して今年度もう出したんじゃないかと思いますけどもね。

やっぱりそういう業者が進出しやすくなっている。1つの業者だけでなく、やっぱりそういう民間の事業体がどんどんやる。それによってやっぱり森林組合なんかも、刺激を受け

てやる。一方で先ほどの森林経営計画、未達の業者もあります。こういう所はやっぱりそれなりに何て言うんですかね、指導なり処分をしていく。そういう対応をしていくということは、大事なんじゃないかなと。

それから再生エネルギーとしての先ほどから言っています太陽光発電事業ですね、これは国の施策としてね、あるいはこのへんにとっても非常に必要な事業ということで期待されますけども、各地でやっぱりこの自然環境の破壊に繋がるということで相当厳しい規制と、それから地元の皆さんの反対運動起きていますので、この今、宇久須地区でやっている業者というのは、非常にしっかりこの3年やってきているなという印象持っています。もちろん条件がいいです。平らな土地でね、やっているということもありますし。周りにもともの何て言うんですか、林地開発でその事業者そのものが制限されている中で努力している中で、そこに乗っかっていますので、非常にいいけども、今度の大沢里のやつはほんとの森林の中にポツンとできていますので、やっぱりこれから十分な監視はしていってほしい。というふうに思います。

それから地域おこし協力隊員、これは3年後に、どんな形で町に生活拠点をおろしていただけるか。もうとにかく最終的な、最終と言いますか、まずは目標はその3年間やった後に地域に残って引き続き西伊豆町で活躍してもらいたいというのが一番の我々の希望ですので、ぜひいろんなシーンで、ほかの森林整備だけでなく、いろんな地域おこし協力隊員に支援をしていていただきたいというふうに思います。

細部にわたって私質問しました。コロナ禍で本当に忙しい中、たいへん申し訳ないなという部分もありましたけど、非常に細かい所の回答までしていただきまして、本当にありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後1時29分

再開 午後1時36分

◇ 芹 澤 孝 君

○議長（山本智之君） 休憩を解いて、再開します。

一般質問を続けます。

通告2番、芹澤孝君。

4番、芹澤孝君。

〔4番 芹澤孝君登壇〕

○4番（芹澤 孝君） コロナの対応について。

（1）コロナ禍での経済対策について。

厚労省のホームページでは、ワクチン接種は、優先順位2位である高齢者が、早くても4月1日以降としており、希望者全員の接種が終了する時期は全く不透明であり、果たして期待される効果があるかなど、不確実なことが多く、現時点では新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況下であり、町への悪影響は続くものと思われま

す。コロナ禍での状況改善ができない中、当町がこれまでに行ったコロナに関する経済対策にはどのようなものがあるのでしょうか。

（2）コロナ感染防止対策について。

当町がこれまでに行ったコロナ感染防止対策は、どのようなものがあるのでしょうか。

2. 教育事業について。

（1）民間教育事業会社Z会事業について。

2014年、民間通信教育会社であるZ会の国語教材の導入を仁科小学校5年生を対象として開始しました。

その目的は、児童の全国国語学力テストの成績を上げることではありますが、児童にはZ会の教材を使用し、教員にはZ会の国語力指導のノウハウを活用し、授業力を高めることも目的としました。

仁科小5年生の利用開始より6年を経たが、現在のZ会の利用の全容はどのようになっているのでしょうか。

（2）ALT（外国人指導助手）事業について。

ネイティブの英語に接する重要性が認識され小中学校・高等学校にALTが導入されたが、2020年より小学校で英語の教科化がされるなど、ALTの必要性が高まる中で、コロナ感染症の影響により来日できないALTが多数いると報道されています。

当町においても何人かのALTがいますが、現在の運用状況はどうなっているのでしょうか。以上です。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） それでは芹澤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、大きな1点目のコロナの対応について。

(1) コロナ禍での経済対策について。

(2) コロナ感染防止対策について。

当町はこれまでに行ったコロナに関係する経済対策、感染防止対策にはどのようなものがあるかのご質問ですが、関連がございますので一括で答弁させていただきます。

これまで町が行ってきました新型コロナウイルス感染症対策に係る項目、金額、及び財源につきましては、配布をさせていただきました資料のとおりでございます。経済対策につきましては、営業自粛要請に伴う、協力給付金及び営業継続支援金の支給ほか、サンセットコイン事業や観光誘客支援事業により、地域の経済の活性化を図ってまいりました。

また、感染防止対策につきましては、関係課において感染予防装備品等を準備したり、町独自のPCR検査を実施しながら、感染防止対策を徹底したほか、各戸配布、回覧、広報にしいず、ホームページ、メール配信、同報無線等を活用し、町民の皆さまへの情報提供を行ってまいりました。

次に大きな2点目の教育事業について。

(1) 民間教育事業会社Z会事業について。

仁科小5年生の利用開始より6年を経過したが、現在のZ会の利用全容はどのようになっているかというご質問でございます。各小学校5年生の国語の事業でZ会提供のテキスト教材を活用し、国語力の向上対策に取り組んでおります。また、教材使用前と使用後の2回、Z会の日本語運用能力テストを行い、年度末に各小学校の校長及び担任教員の出席のもとZ会による日本語運用能力テスト成績分析報告会を例年開催しております。

しかしながら、令和元年度は新型コロナウイルス感染予防対策により書面報告となりました。令和2年度も開催するか協議中でございます。

次に(2)のALT事業について。①当町においても何人かのALTがいるが、現在の運用状況はとのご質問でございます。現在は2名のALTを任用しております。ALTの活動内容としましては、小中学校や、小中学校では担任教員のサポートが主なものとなっておりますが、子ども園では自らが中心となり教材を用意するなどして、語学指導を実施しております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今、今回コロナ禍では多額の臨時交付金が入って、各種の経済対策を行ったわけですが、その経済対策に対して人それぞれ考えが異なると思います。施策を、全町民に理解してもらおうというのは至難の業なわけですが、一連の、この経済対策について理解が得られるように事業を実施するというのは、行政の努めではないかと思います。観光、病院などの窮状を訴えてきた所には手厚く支援したわけですが、その他発信しない事業者等については、果たして支援が厚かったと受け止めているかどうか、疑問を感じるどころです。

この件についてはより多くの住民の理解をしてもらうためには、当町としては発信するべきだと考えますが、これまでこのコロナに関する経済対策を行うにあたっては、どのような方針のもとで経済対策を行ってきたのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 基本期には町民の命を守るというのが、一番の主眼でございます。これにつきましては、昨年の2月ぐらいに一番初めの経済対策をさせていただいたのが、入湯税を使って観光業者さん、ここが例年の20パーセントぐらいまで落ちているということでございましたので、そこに入れさせていただきました。

その後行った経済対策諸々のおおもとは、4月7日に国が緊急事態宣言を発出をいたしまして、そのちょうど日に松崎町さん、次の日に西伊豆町で出たというようなこともあって、得体の知れないコロナに打ち勝つには、まず得体がわかるまでは、まずご来町はご遠慮いただきたいということでゴールデンウイーク明けまでは西伊豆町にはお越しいただかないように、お願いをしたところでございます。

これについても、本来そこまでしてやる必要があるのかというお叱りはあろうかと思いますが、やはりもともとが49.5パーセント以上の高齢化率ということでございまして、当時から高齢者がもしコロナに感染をした場合は重症化する可能性がかなり高いということもございましたので、住民の命を守るためには、やはりコロナをまず町内に入れたい。これを徹底してやる必要がある。そのためには自粛をお願いをしたところですね、お店が開いていけば、お店に来てしまうということがございます。これは今の河津の桜祭りもそうですが、いくら河津町さんが来ないでくれといっても、そこに桜が咲いていけば来てしまうのが人の心理でございますし、罰則もないわけでございますから、自粛ではなかなか対応できな

いということも想定した中で、すべての飲食店を閉める。閉めればさすがに来て遊ぶ所がないので来れなくなるというのを逆算して、ただ閉めるためには経済対策、当然保障がセットだろうというふうに考えておりましたので、そこでさせていただいたというのが1点目でございます。

その後につきましては、いろんな業態の方から支援の要請等がございましたので、各々対応はさせていただきましたけど、やはり観光、飲食、その他の関連事業についても、目に見えないコロナでの経済的な打撃があったということで、今回30万円の給付ということに踏み切らせて頂き、要望の来ていない、しかながら傷んでいる産業にも給付がいきわたるようにさせていただいているというものでございます。

予算につきましては、この3月議会がとおりませんと、全額の予算見通しが立ちませんので、まだ事業所さんには10万円しか給付はできておりませんが、すべて議会の承認をいただいた中で事業を進めているというものでございます。広報につきましても、縷々回覧版等でお知らせなどはしてございますので、町のほうでは広報はできているのではなかろうかというふうに思っておりますが、一部誤解された情報が流れといるということにつきましては、町のほうとしても把握はしてございます。

○議長（山本智之治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次に、この個人に対して、このコロナ禍において、この事業者に対しては、今言われたようにいろいろ考えられている業績の悪い所、良い所はいろいろ濃淡ある中で、経済対策を行うことに、住民に対しても経済支援が行われたわけですが、今のところこの事業者に対する経済支援だけが取り上げられ脚光を浴びているような状態ですが、町民に考えてみれば、西伊豆町の場合、町民に対してもコロナ禍の中の経済対策として、サンセットコイン事業で臨時交付金、補助金、ふるさと応援基金等から多額な事業費を投入されて町の経済活性化、底上げを狙って行なわれたわけですが。

これは一部事業費が偏った所に流れてしまったと言われることもあって、その評価は分かれるところではありますけども、一定の効果はあったわけですね。しかし今年度の予算書を見ますと、私の理解では個人に対する経済対策、コロナ禍における経済対策はないのかなというわけなんだけど、何かないんでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。今まで行ってきた個人への経済対策につきましては、議員も承知のようにサンセットコイン事業を含め、そういったものについては一律行わせていただい

ております。来年度事業に予算書に乗っていないんじゃないかというようなことございますけども、これは先ほどの施政方針の中で述べさせていただきましたように、4月に改選がございますことから、あくまでも政策を伴う予算については、計上することは控えたほうがよろしいんじゃないかというようなことを考慮し、新型コロナウイルス感染症の終焉後の個人または事業所に対する経済対策については、ほぼ乗せてございません。

しかしながら以前より議会の皆さまには報告またはお知らせをしながら、また一般質問などでも、ご提案をいただいていたサンセットコインに何パーセントの上乗せをする、若しくは割引の対象になるというようなことはどうだろうか。これについてはたぶん芹澤議員も12月か9月にやられていたかと思えますけども、そういったことを盛り込んで、お買い物券を仮に5,000円したら、5パーセントの250円がキャッシュバックできるというような形の支援というものはすでに予算計上してございますので、差し当たって、コロナ対策の経済対策というものについては、それのみしか載っていないというご理解をいただければというふうに思います。

○議長（山本智之治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次に今朝の新聞で、コロナ失業者が全国で9万人超という記事がありました。非常に多くの方がコロナによる影響で失業しているわけですけど、この失業されている方の1つの救済のための経済対策として、生活保護があるんですけど、生活保護についてちょっと質問させていただきたいと思えますけども、これまでに当町としては、廃業、倒産は何件あるか、業者はわかるでしょうか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） これまでに廃業倒産が何件あるかというご質問でございますが、窓口税務課と商工会のほうに随時確認しておるんですが、今のところ新型コロナウイルス関連で廃業または、倒産した企業はないというふうに聞いております。

以上です。

○議長（山本智之治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） そうですか。それはよかったです。それで生活保護についてですけどね、この生活保護というにはコロナ禍で非常宣言を受けた中で、非常事態宣言を受けた中で厚労省が事務連絡というということで、令和2年4月7日に出されている通知というのがあると思うんです。これについてもすでにご承知のことと思えますけど、このコロナ禍でも救済措置ということ念頭において、条件緩和というか、そういうことで生活保護の申請相談に

当たっては面接時間が長時間にならないよう、また、保護の申請意思を確認し、生活保護の要判定に直接な情報のみ聴取することとし、その他は後日電話等により聴取し、すみやかに保護を決定するなど。

また、それで一時的な収入減による保護が必要となる場合は自動車の保有を認めるなど、国もコロナ禍での最後のセーフティネットワークとして生活保護が受けやすくなるよういろいろ具体的な条件整備をしましたが、当町の場合はこの1年間で生活保護の申請状況がどうなっているのでしょうか。コロナの影響というのは出てないのでしょうか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 生活保護の関係でございますが、令和2年の1月から、令和3年の2月末までに6件の申請がありました。別に3件の相談がありました。コロナ関連の申請としては、1件ありまして、ホテルの清掃等を行っている方が、仕事が減って、生活がたいへんになったという理由で、生活保護の申請にいたっております。

以上です。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） それ、申請に受け付けたわけですか。それはたいへんけっこうです。これ20日ほど前の報道ですけども、昨年5月から11月間の静岡県の女性の自殺者が129人と、前年比の46パーセント増えたということがありました。その原因は、コロナ禍による経済的困窮が一要因とするという県の見解もありました。

このコロナ禍ではやはり、この労働者にしわ寄せが来るので、何らかの収入減少となった結果と考えられますけど、この生活保護の救済措置を知っていれば、このような不幸なことにはならなかったわけですけど、この申請を、ためらうということについてはいろいろためらうというか申請を受け付けないということがあるらしいんですけど、行政の申請窓口で、家族に面倒を見てもらえとか、兄弟に見てもらえとか、いろいろあれこれ難癖つけて申請を受け付けない、水際作戦なるものがあると聞いていますけど、当町ではこのようなことは行われていないと思いますけど。それで生活申請をためらわせる事項として、先ほど言いました事前の親族への扶養の可否を確認する、扶養照会がこれが非常にネックになって、自分が恥とか、その知られたくないとかね。それらの精神的なことによって、ためらうってことがずいぶんあるようです。

こういうことがないように、国も積極的に相談するよにとということで、この通知を出しているわけですけど、失業手当が受け入れられない方、受給期間が切れた方など、仕事が見

つからなくて、仕事、失業状態であれば生活保護は受けられるわけですけど。性別関係なく、労働弱者が不幸な結果をもたらさないように、生活保護による経済的救済措置もあるということもね、このコロナ禍においては広報する必要があるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 生活保護というものは積極的に広報してお知らせするものではないではなかろうかと思います。相談に来られて、いろいろ町でも社会福祉協議会でも、経済的支援策のホームページとか回覧、各戸配布等でお知らせしていますので、話をしている中で相談の中で、そこにいきついた場合は相談に乗っていきますけども、最初から広報誌等で生活保護というのをPRするのはいかなものかと思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 通常の場合なら当然そういう考えもあると思いますけど、今この非常事態なんですよ。そういうことを考えると、国もその通知を出しているよね、コロナ禍における状態を。そういう救済しなければならぬ人が非常に多くいる。自殺者も出てくる。そういう状況を勘案すると、これはやはり広報する必要があるんじゃないかと思います。

次にコロナ感染防止対策についてですけど。昨年9月の西島議員のコロナ禍での避難所運営に関する質問に対してですけど、町長はこの発熱、咳等の症状が出た避難者の病院輸送が難しい場合に備えた対応についてでございますが、避難所には、お越しになった方の体温を測定してからの受入れをしております。その時点で熱がある場合は、縁故避難か病院の受診をお願いし、どうしても場合には隔離した部屋を用意するなどの対応になろうかと思えますと答えているわけですけど、このコロナの感染防止対策として、最初の受入れ体制が明確でないと思います。この体温測定すると言いますが、じゃあ何度になったら異常とするのか。異常となった場合はどうするのかという、そのへんのマニュアルはあるんでしょうか。マニュアルがありましたら説明をお願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） マニュアルにつきましては、静岡県危機管理部危機管理情報課という所で新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドラインというものがございますので、それを運用した中で私達も行っております。ただ、目安としては体温につきましては37.5度以上というふうにしておりますけども、そもそも体温が平熱のですね、平熱が36度くらいの方については、37度ぐらいで当然この人は体温が高いということになって、個別に状

況が違いますので、一概に37.5度以下だから大丈夫だということを言いきれるといいうものではございません。

また、皆さんも報道でよくご存知かと思えますけども、新型コロナウイルスの陽性の方、約8割ぐらいが無症状で、そういった発熱もないということですので、体温が低ければ絶対に大丈夫ということはないわけですので。ですから常日頃から生活を気を付けていただくということと、熱がなくても具合が悪い方、そういった方については、ご遠慮をいただくとか、縁故避難、若しくは隔離をするというようなことを取らなければいけないというふうに思っております。

ただ、そうは言いましても、やはり来られた方を軒並みあなたは駄目ですよということではできませんので、ガイドラインとしては一応37.5度ということで設定をさせていただいておりますけども、風邪の症状や強いだるさ、息苦しさ、激しい咳など、または味覚の障害とかですね、ある方についてはご遠慮することも考えられるのではなかろうか。これは感染を拡大させないというのがございますので、そこは避難をされている方にもたいへん申し訳ないんですけども、周りの方のことを配慮していただきたいというお願いにはなろうかと思えます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） その次にこの熱があった場合の縁故避難、病院の受診をお願いするとしていますが、縁故避難、病院が難しいのでこの避難所に来ているわけであって、この場合、じゃあ熱が37.5以上ないけど、ちょっとあやしいかなという人は、現状使用している避難所においては、個室及びトイレは、個別に確保できる状態なのか。西伊豆町としては。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今、現状では仁科、田子、安良里、宇久須各場所ですね、避難所を、これには個室が準備できる状態にしています。ただその個室の場所を言ってしまうと、あそこにおられる方はそうなんだっていう認識をされても困りますので、あえて公表はさせていただきませんが、そこには個別にトイレも皆さんが使うトイレと違うトイレが使えるというような動線がございますので、そのへんはご安心をいただきたいというふうには思いません。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次にですね、コロナ感染症防止対策として3密を避け、このソーシャルディスタンスを保って避難として、分散避難、縁故避難という考えがあるわけですけど、

家屋が密集してさほど面積が大きくない当町のような町で、早々都合の良い親戚とか縁故が見つかるとは思えないわけで、そうすると現在町が指定している避難所が、どうしても災害が大きくなると混雑するという事も考えられるわけで、こういう時は厚労省あたりはソーシャルディスタンスは2メートル、最低でも1メートル取るということを推奨しているわけです。これらのコロナの時代と言われている現状で避難所において混雑することを想定しますね、3密に対して対策を立てていかなければならないと思いますけど、その対策はありますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですので、令和元年もそうですけども、段ボールパーテーションを買わせていただいて、令和2年度も段ボールパーテーション追加で購入をしております。ただこれにつきましては、面積がないことにはどうしようもないというのが現状でございます、先ほど施政方針でも述べさせていただきましたように、西伊豆町内にいたっては避難所となる場所の面積も足りないんです。ですから以前から学校建設に合わせて避難所として活用できる場所を造りたいということで申し上げているわけですがございますけども、この事業については止まっているというのが現状です。

災害につきましては、必ずしも1つの災害だけが起こることではなくて、コロナ禍であって、地震が起こることもありますし、コロナ禍であって水害が起こる可能性もございます。コロナがなくて水害が起こるとか、地震が起こることであれば、ソーシャルディスタンスは保たなくて、すし詰め状態でも皆さん逃げて、密集させてでも避難していただければいいんですけども、その時に感染症があったら、結局2メートル離さなくてはいけないということになりますので、そういったこともすべて考慮した中で対策を取っていかねばいけません。

ですから、地震が起きても津波が来ていなければ、ご自宅で避難をしていただくように家具の固定をして転倒防止対策をしていただくとか、そういったらことをして、なるべく皆さんが集合しなくてもいい対策というのが今後必要になってくるのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 3密対策としてのパーテーションを補充したということをおっしゃいましたが、それは十分な数を補充したということでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 事業を進めてからまだ2年でございまして、いっぺんにそれを大量に購入することはなかなか難しいので、すべてがこの令和2年度において、パーティションが整備できたかということそれはできません。当然パーティションを買えば、パーティションを買った物を置いておくスペースも必要になってまいりますし、予算も当然伴ってきますので、一概にすべてが今年中に揃ったかということと言われますと、揃っていないという状況になります。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今パーティションの件が出ましたけど、この感染防止対策用具パーティション。それに関連して、第2次臨時交付金によって、コロナ感染防止対策用具を拡充した市町村が多かったわけですけど、9月定例会において、私はコロナ対策臨時交付金は避難所の非接触体温計、簡易ベッドなどの拡充、福祉施設、介護施設の事業者の防護服、マスク、消毒、非接触体温計、医療機関、飲食店、宿泊施設の非接触体温計、マスク、消毒液の支給に使うべきだと提案したわけですけど、この提案が受け入れられたようにはみえないわけで、下田メディカルについては、この交付金で負担金を持ったということに見えますけど、この臨時交付金を有効に使って、コロナ対策に感染防止用具を、拡充はなぜされなかったのか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 拡充をしていないということはございません。感染予防装備品、防災課に至っては、金額ベースでいうと149万1,000円。健康福祉課にいたっては2万8,300円。窓口税務課では13万3,000円。教育委員会では553万4,000円。まちづくり課では4万7,000円ということで使っております。ただこれが、1次2次の、そのものを使っているかということ、それを使わないで一般財源から普通に購入しているものもございまして、当時、マスクなどがホテルさんに供給をさせていただいた後に足らなくなった物については、備品購入費で買っているというようなものもございまして、町としてはそういったものには使用はさせていただいております。ただ、臨時交付金を使ったか使っていないかということについては、各々性質が違いますので、使わないで購入したものもあるというものでございまして、芹澤議員の提案を受け入れていないということではなくて、十二分に受け入れて整備をさせていただいているというものでございます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 私は、どうして臨時交付金を使わないでこっちを使ったのか、防災交付金を使ったのかというのを聞きたいわけなんですけど。そのへんの答え、わかりますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 臨時交付金を財源に使いますと、国、県のほうに報告、若しくはそういう申請を上げていかなければいけません。ですので、大きな事業をやれば一本で大きな金額が動きまして、トータル的には本数が少なくなるんですけども、こういったものをすべて提案されたから、じゃあ臨時交付金というふうになりますと、申請本数が複数になりまして事務手続きが余計な仕事としてきますので、なるべくそういったものを、うまくスムーズに事業が進むように組み立てをしていったということで、ご理解をいただければと思います。

ですから議員がおっしゃるように、これを臨時交付金で買うことは可能なんです。可能なんですけども、やることによって手間が増えるので省かせていただいて、違う事業費で使っているというふうにご理解をください。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 防災交付金を使って、この資料によりますと、避難所の一部、パーテーション、非接触型体温計他って書いてあるんだけど、どこの避難所にどのような感染防止対策用具を拡充したのか。そのへんは答えられますか。

○議長（山本智之君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） 避難所の装備品でございます。まず1点目は、感染予防防止対策資機材セットというものを作りしました。その中には、いろいろの物を段ボールに対して積みまして、手指消毒、消毒エタノール、問診票、マスク、タオル、ペーパータオル、ゴミ袋、使い捨て手袋、それから非接触型体温計、それを1セットにしまして、各支部、安良里、宇久須、田子、仁科の避難所のできる形の所に装備をさせていただきました。

また、その地区におきましては、それ以外に蓄電池、それから簡易ベッドもございましたので簡易ベッド、そのような形で装備品を割り振りをさせていただきました。

以上です。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次にワクチンの話なんですけど、今回このワクチンの接種で、日本の治検の対象は20歳以上で日本人の子どものデータは得られないという事に加えて、海外の治検でも15歳以下について十分なデータがないということで、さらに子供に感染した場合は重症化になるリスクは低いということの理由で、ワクチン接種は16歳以上としているわけですけど。

他市町村では、教育施設でクラスターが発生したという事例もあるわけなんですけど、当町の

場合は、関係者の努力により防止できているわけです。誰が言い出したのか正しく恐れるということはあるわけですが、コロナに対する認識を深めるとともに、感染防止に繋がるメンタル面での指導を含めたこども園、小中学校、コロナ感染防止対策の実績と反省点とはどのようなものでしょうか。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） それではメンタル面での指導を含めた実績と反省点ということですが、実際には、令和2年5月7日付なんです、学校再開に向けて新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動の再開に関するガイドラインというものを、各学校、園に送付して指導しております。その中で、児童、生徒に対しては、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これからの感染対策について学年に応じた指導を行い、児童、生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動ができるように指導すると。また、万一、本人や家族の感染が発生した際の当該児童、生徒あるいは、喘息などの持病や、風邪による咳、くしゃみをする児童、生徒が差別、偏見、いじめに合わないよう、配慮、注意するよう指導しております。

最後に反省点ということなんです、反省点になるかわかからないんですが、実際に進めていく中で、こういったコロナ対策がマンネリ化して子ども達に危機感がなくなるということが心配されます。そちらにつきましては引き続き先生方に、そういった感染防止対策を指導していただくよう、お願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） それと、この学校のほうについては、空気清浄機を入れたという記述があったんですけど、学童保育についても、密に非常になりやすい状況にあると思うんですけど、この学童保育についての、空気清浄機等の備品を配置するというような考えはないのでしょうか。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 備品の購入の関係なんです、こちらは国の補助事業がありまして、保育対策総合支援事業というものと、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業という2つの事業があります。こちらにつきましては、9月の定例議会の補正予算でご承認をいただいておりますが、1つ目の保育関係につきましては、保育等に配布するマスク、消毒液等の購入や、消毒に必要な経費、備品購入費を補助するというので、1園あた

り50万円の補助金をいただいています。こちらを適用させていただいております。それともう1点の包括支援事業につきましては、保育所等へのマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品購入に対する支援ということで、こちらは2つのこども園、プラス放課後児童クラブに50万円ずつ合わせて150万円の補助金をいただいています。

この2つの補助金合わせて、250万円の補助金をいただいて、備品をすでに購入しております。購入した備品につきましては、消耗品として、マスクとかマスク用生地、またアルコール消毒液、またハンドソープなどを購入しております。

備品としましては、空気清浄機、こちらウイルスまた花粉等に対応したものを全部で22台購入しております。仁科認定こども園には12台、伊豆海認定こども園には9台、放課後児童クラブには1台という形ですでに購入をしております。

以上です。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） もう1つ、コロナワクチンの接種なんですけど、このコロナウイルスの今、弱毒化ということが見込めない状況で、現状では集団免疫を獲得するということが収束の近道ではないかと言われているわけで、できるだけ多くの人にこのワクチン接種をしてもらいたいわけなんですけど、ワクチン接種による副反応が起きるということを心配して、接種をどうするかと決めかねている人もいるわけですね。今回の場合、この予防接種法によればですね、市町村長は予防接種を勧奨する義務があるわけです。一方、対象者、予防接種を受ける側は努力義務なわけです。あくまでも努力義務で受ける受けないかは自己判断によるわけです。

そして仮にですよ、不幸にして副反応が出た場合は、健康被害が出たという場合の補償についても政令があるということになっているわけですよ。それで1月19日の全協の資料にも住民への勧奨ということを謳っていたわけなんですけど、ワクチンの接種の勧奨はどのように行うのか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 勧奨につきましては、縷々広報などを使ってお知らせをしていきたいというふうに現状としては考えております。ただ、問題なのは、議員おっしゃったように、4月上旬からというようなことで以前報道では流れていたんですけども、どうも4月19日を過ぎても西伊豆町内では接種ができない可能性が高いというのが今の現状でございまして、やたらに情報を流すことが良いのか悪いのかということをおっしゃると、言ってしまうとそ

の日から打てないと、町のほうが間違った情報を流したというようなこともありますので、国、県の動向を良く見据えて、この情報については流す必要があるのかなというふうに今思っております。

ただ、現状について心配になられる住民の方がいらっしゃることは承知をしておりますので、すでに健康福祉課のほうに言って、3月15日の広報、回覧では、一度今の現状についてお知らせをしましょうという事で、今詳細を詰めている状況でございます。ですから町としては、議員がおっしゃるように、なるべく一人でも多くの方が予防接種というか、ワクチンを接種していただけるように、お願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時27分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて、再開します。

一般質問を続けます。

芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） ワクチン接種について最後にもう1点、所在地に住民票がなくても打てるというふうに言われていますけど、外国人の場合は、どうなるかというようなことなんですけど。外国人の場合は、3か月以内の短期滞在者以外は住民票が作成されているということで、大丈夫なのかと思いますけども。

当町においても、観光産業、水産業において外国人労働者が多数在籍していますけど、この集団免疫を獲得するためには、ぜひ外国人労働者にも打ってもらいたいわけですけど、町内の外国人労働者の居住状況の把握及びワクチン接種の対応はどうなっていますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 居住状況などにつきましては後ほど担当課長が、もしわかるようでしたら答弁をさせます。ただ、議員おっしゃるように、確かに水産業を含め外国人労働者の方、西伊豆町内に多数いらっしゃることは町としても把握をしております。

ただ、今現在国のほうから4月から順次行っていくワクチン接種につきましては、65歳以上ということで、今方針が決まって進めておられるということでございますので、当然65歳

以下ということになると夏以降なのかなというふうに思っております。

ですので、それまでに外国人労働者に打ってもらうことが可能なのであるとか、どういった対応をすればいいのかということについては、県、国のほうと協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、その何か月間の中に準備ができればというふうに思います。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 外国人の関係につきましては、2月末現在で住民基本台帳への記載のある方は81世帯114名います。この方につきましては、16歳以上の方につきましては先に高齢者からいきまして、通知が順次送られてくるようにはなります。

国からのQ&Aがありまして、住民基本台帳に記載のない外国人が該当するとの認識ではあるが、例えば外国人の技能実習生や留学生も本人からの申請があれば接種を受けさせても良いという認識で良いかというのがありまして、短期滞在以外で居住の実態がある方であれば、対象として差し支えないとありますもので、住民基本台帳に登録がない方で短期滞在以外の方、本人から注射を打ちたいよという申請があれば、打ってもかまわないとありますので、ここらへんは、もう少し時間もありますので勉強した中で対応したいと思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次に、Z会の事業についてです。導入については、マスコミにもたいへん取り上げられてZ会の通信事業が始まって6年が経つわけですけど、導入当時の、教育長は効果について、それはこれからの効果を見ながら学校の反応を見ながら、何年継続していくのかということを考えていくべきだと思います。また、学力の向上につきましては、当然効果があると考えて、これは確信をもって言っていますと、私の一般質問に当時の一般質問に答えているわけですけど、教育事業でありますので、当然この事業の結果、検証をしなければならないわけですけど、この事業の費用を考えた場合、この事業費等を考えた場合、当然検証をして継続するかどうかということとはしなければならないわけで、そうすると当然この検証、事業の検証をしなければならないと思いますけども、その当然その効果、学力向上はあったのかということと含めて、この事業の検証ということは、どのような検証をされたでしょうか。

○議長（山本智之君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） 事業の検証ですけども、Z会のほうで作っています日本語運用能力テストというのがあります。それが7月に行って、そして4か月Z会の通信添削ですね、こ

れを子供にさせていただいて、12月にもう1回同じ運用能力テストをやると。その時のどのくらい伸びているかということで検証をしています。年度末に、まとめたものをZ会の担当者が、これまでですと町のほうに持ってきてもらって、3小学校の担当者、あるいは管理職が集まって、そこで説明を受けていたわけですけど、今年は昨年度ですね、2019年度はコロナの関係でできなかったの、報告の文書だけ受けているようです。その中によりますと、どんな指摘があったのかというと、全般的に聞く力が過年度に比べて伸びが小さいであるとか、あるいは上位層と下位層の差が例年と比べると小さくなっている。その理由は上位層が書く力で点数を落としていると。それに対して、下位層の伸び率が大きくなったということで、例年と比べて差が小さいとか。あるいは中間層では、全項目で伸ばしている児童が出てきている。力を伸ばしている子がでてきているとかというふうに、上位層、中位層、下位層に分けた1回目と2回目の変化の様子を教えてください。

ただ、前の年と比べても、その子たちが前の年どうであったかではなくて、前の学年の子供たちですので、やっぱり集団の様子とかも違うので、一概にこれはそのまま使えるのかなというところはちょっと疑問のところもあります。

費用の効果ということですけども、そもそも教育にお金をこんなくらい掛けたからどれだけなるかというのは非常に難しいところであると思っています。費用としてはテスト代ですね、2回行うテスト代が親の負担で3,740円になります。そして町のほうでは4ヶ月のテキスト代ということで、一人当たり1万800円の負担をしているところです。これは高いのかどうかというのは、まだちょっと判断は人によっていろいろ変わってくるんだろうと思います。

効果が、うちの子は効果が出てきたよといってみれば安いでしょうし、変わってないなどという親にしてみれば、そんなに金掛けてもというような気持ちも出てくるのもしれません。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） レイマンコントロールという言葉がありますけども、この観点から私みたいな教育に対して門外漢が質問させてもらっているわけですけど。先日の教育委員会の事務調査の資料で、教職員からの西伊豆町の小学校には難しすぎるとの意見があるが、その反面難しい教材は刺激があって良いという意見もありますとあります。

このZ会の事業を導入するにあたって、当時の教育長は教材について、1つは中学受験、受験用という高度なテキストの部分と、比較的教科書に準拠した基本的なテキストの2種類のタイプがあります。今回仁科小学校の場合は、基礎的な方のテキストを使用して行ってお

ります。ということで学校レベルにふさわしいものを採用していますので、学力差はそれほど心配することはなくできるテキストを活用してますとしているわけです。

西伊豆町の学校のレベルにふさわしいものを採用したにもかかわらず、なぜ生徒には難しすぎるとの意見が出てくるのかちょっとそのへんがわからないわけですけど。Z会導入により、生徒の学力向上は当然のことながら、教員の教え方、能力向上に期待できるということで始まったわけですけど。難しすぎるとの意見が出てくるということは、先ほど言いました門外漢の私の思うところでは、生徒の能力の問題なのか、教える先生の能力の問題なのか、テキストの導入当時より難しくなったのかなど考えられるわけですけど。それで当時、某大学院の教授が結果の最終責任は学校が負うべきだ。子供の育ちに寄与するなら活用しても良いと、この民間事業を使うことをタブー視するべきではないという認識を示しているわけですよ。

こういうことを言うように、教員は、重い責任を負いながら不慣れなことに挑戦しているわけですけど、時間の経過とともに中にはこのような意見を言う方も出てみえるが、事業が惰性で行われ、マンネリ化していないかということに危惧するわけですけど、民間事業者のテストのテクニック磨くような教材も、受験対策の環境に恵まれない田舎の学校には、私としては必要ではないかと思います。だから難しすぎるといような否定的な意見が出ないように、教育委員会、教育長としては、教職員と意見交換して、督励をしていただきたいと思いますがどうでしょうか。また、否定的な意見が、なぜ出てくるのか。

○議長（山本智之君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） 難しいということでなんですけども、前々教育長がこれを導入される時にやはりZ会の問題については、もっと難関大学を目指すレベルの受験レベル、そういう小学生の子たちから勉強するレベルの問題、ハイコースの問題と、あと普通レベルというのがありますけど、そもそもZ会の普通レベルという問題であっても、教科書を超える問題で力をつけていくというようなことを売りにしている会社ですので、レベルの低いほうの問題であったとしても、ほかの民間会社とかもありますけども、そちらに比べれば、はるかにレベルが高いと思います。

じゃあ具体的にどんな問題なのかというと、Z会のテキストでやっている問題ですけども、長文読解が中心になっていますけども、それは文筆家が大人向けに書いた随筆みたいなものですよね。そういうものを教材としてそれを子供に読み取らせてやっている問題が多いです。

ですから、普段小学生が目にするような文章ではないと思います。中学生、高校生ぐらい

になって本当に受験勉強とかやっているような生徒たち、その人たちが見始めたり、あるいは大学生やサラリーマンの人達を読むような本ですよ。そういうものから出典してますので、それを小学校5年生がテストではその部分の一部ということで、1,000字から1,200字ぐらいの文章ですけど、それを読み取るというのはなかなか難しいかなと思っています

そういうものやっけていく中で、先生方も子供たちにやらせていく時に、なかなか子供が苦勞している。子供たちだけに任せただけではなかなか読み取りきれない。だから指導していかなくちゃならない。教えながらやるというようなことも必要になってくるということで難しいと言っているだろうと思います。

評価のほうが、結果のほうが出てきますけども、全国平均と言いましょかね、Z会のやっている全国の平均の点数と西伊豆町の子供の点数というのに大きな開きがあります。2割ぐらい西伊豆町のほうが伸びているんですけども、全国平均の2割ぐらい下のところで伸びているという状況です。そういう状況ですので、やはりちょっと難しい問題であるなという認識はどうしても出てくると思います。

これをどうするかっていうことですけども、やはりいろんな刺激になることは、うんと勉強したいなという子供には刺激になると思いますけども、読書が好きでないという児童にとっては、ちょっと難しいというふうに思いますので、これの教材を続けていくべきかどうかというのは、また、これから今までそれについての検証というのはしてないので、続けていくべきかどうかということ、あるいは別のもう少しレベルの低い民間の教材がいいのか、あるいはこの教科書の内容に合わせた、いろんなテキストもありますので、そういうものを今まで使っていたものがあります。そういうものを徹底して力を入れて、授業を中心とした復習の力とかそういうもので、学力を身に着けていった方がいいのか、そういうところを検証していく必要があるんじゃないかなと思います。そんなふうに考えております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 意見交換して先生方を一生懸命励ましてくれるかとか、その部分の回答がなかったんですけど、そのへんはどうなんでしょう。

○議長（山本智之君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） 子どもの学力、いわゆる子どもが国語が好きになるようにするにはどうしたらいいかということ。そういう手立てを学校の先生にいろいろ工夫してもらいたいと思っています。そういう面での、これ有りきではなくて、そのためにはどういうふうにしたらいいかというのをいろいろ検討してもらいたいなと思っています。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） この授業は、ある程度効果があるというか、効果があるということなんだけど、この学力調査のために5年生だけに導入しているという現状ですよ。これではこの学力向上とならない。もったいないですよ、途中で止めちゃうのは。それなら継続して6年生、中学校まで、全部継続してやったらどうかと思うんですけど、どうですか。

○議長（山本智之君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） 子どもさんにとってもかなりこれ負担になってますし、それと今、授業を、国語の中の授業の一部を使ってやっています。そうすると、5年生の時だけですと10時間とかそれくらいで済むと思いますけども、それをずっと全学年、国語の授業を削ってこの民間の授業の教材の学習に充てるということになると、教科書のほうの本来つけるべき力がちょっと疎かになるんじゃないかなということは、私は心配します。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次にこのALTについてですけど、今2名しかいないってことですか。ホームページで見ますと4名の名前が載ってましたけど、あとの方は来られてないってこと。来日していないってことですか。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） ALTの任用の関係なんですけど、令和2年度の4月初なんですけど、その時3名任用しておりました。新型コロナウイルスの影響で、アメリカ出身のALTが1名、4月21日に帰国しています。その後、代替えとして令和3年1月に、新たなALT1名が入国する予定でしたが、現在は入国できない状況でありますので、現在は2名のALTを任用しております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 3名のところで2名でやっているということですけど、これは今小学校が英語が授業化、必修化されたということなんだけど、何か支障が出てないですか。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） ALTの不足部分につきましては、国際交流員でありますCIRが1名おりますので、そちらの職員に補ってもらっております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） わかりました。当町の場合はALTはこのJETプログラムのALTということなんですけど、このJETプログラムのALTというのは、この日本語の能力が

どうなのかという問題があるわけですね。このNON-JETの派遣型ALTと違ってこの本質が、外国青年招致事業による国際交流なので、大学卒であれば教員資格、指導経験がなくても良く、日本語については採用後日本語能力を高めようとする継続的な努力が求められるという。できなくてもいいわけですね。これで採用後支障がなく直ちに仕事ができるのかということが非常に私としては疑問に思うわけですけど。

これが当町の学校にとって、生徒にとっては不利益を被るんじゃないかと思います。それと教員とのコミュニケーションも、そうそう英語だけではうまくいかないんじゃないかということが懸念されるわけですね。そういうことを無視してまでも、このJETプログラムを導入した大きな理由は、導入当時派遣型ALTの費用を1年間525万円に対して、JETは当時一人あたり472万円の国の交付税措置がある。ほとんど町の支出はなくなり、浮いたものは学校の裁量予算に回せるためとして導入したわけですね。

しかし、日本語ができないということについて、ALT自身が、萎縮している生徒に対しては、ALTは必要に応じて日本語を使って緊張を和らげる必要があると。英語教育の改善について提言しているように、日本語ができることは、英語教育の質を上げることは当然ですけど、今回の小学校英語必修化の目的の一つである進むグローバル、グローバル化の進む進度に備えて英語コミュニケーション能力強化のためには、最初のとっかかりですね。最初の入口で英語に対して嫌悪感、違和感を持たせないということは、重要ではないかと。そのためには、英語ができるということは必要ではないかと思うんですけど。

今、国際交流が主目的で日本語ができないALTを任用するについては、学習効果のほどに疑問を持っていますけど、こういうことについて、この点についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ALTがいらっしゃるの、ということと学校の授業で英語がということはちょっと切り離していただくとありがたいなと思うんですけども。小学校の時から英語が授業化ということで進んできておりますけども、もし授業化ということであれば国、県のほうでしっかりと英語対応ができる教員をまず配置をしていただくということが、本来は前提ではなからうかというふうに思います。そこを、ALTであったりとか、そういった人たちに投げるということは逆に無責任なところでございますので、ぜひそういったものについては、国、県に引き続きお願いをしたいと思います。

ALTの方が、確かに英語しかしゃべれないと、取っつきにくいというようなことも当然

あろうかと思えますけども、過去何年間において西伊豆町にはALT、CIR(国際交流員)、複数の方がいらっしゃっておりますので、子ども達においても外国人に対するアレルギー的な、近寄りがたいというような感覚はすでにないのではなかろうかというふうに思います。

ですから、来られた男性、女性わかりませんが、その方が来て日本語がしゃべれなかったとしても、そういった芹澤議員が心配をされるようなことについてはないのではなかろうかというふうに思っておりますし、逆に日本語が伝わらない、英語をしゃべらなければこの人には言葉が、思いが通用しないんだということになれば、なおさら英語を学習する気になるかもしれないということもございますので、一概に日本語ができないから駄目だということにはならないのではなかろうかというふうに思います。

また仮に、このALTの方が日本語がぺらぺらの状態でございますと、子どもたちはあえて英語を使って話しかけることがなく、日本語で済まそうというようなことになりまして、本当に英語を学ぶという面では、いいのか悪いのかということの議論にもつながってまいりますので、そこはその人、その人の状況に応じて、子どもたちにも対応していただく。また、教員にも対応していただくということがいいのかなというふうに思います。

現在西伊豆町にいらっしゃいますALTの1名は、今来日してから5年目になろうかと思えますけども、日本語については私達とそん色なくお話になることができますので、そういった面については、来日時にはしゃべれなくても、いらっしゃる間に習得をされるという方もいらっしゃいますので、問題はなかろうかというふうに感じております。

○議長(山本智之君) 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(真野隆弘君) 先ほど町長からもお話がありましたが、町の方から委託している一般社団法人の自治体国際化協会というところがあります。そちらのほうにALTの要望しているんですが、少しでも英語が話せる方をお願いしたいという要望はしております。すみません、日本語を話せる方ということで、要望しております。

○議長(高橋敬治君) 芹澤孝君。

○4番(芹澤孝君) 日本語、国際交流機関に日本語ができる人ということで、みんな日本語ができる人を要望しているんだよね。だからなかなか来ないと思いますよ。

それで、3番として、次にJETの歴史は長いわけですけど、そう大きくは増えていなわけですね。今30パーセントぐらいかな、JETを使っているのは。日本全国でALTで、確か。

○議長(山本智之君) 芹澤議員、今ALTの。

○4番(芹澤 孝君) ALT。だからJETのALT。

○議長(山本智之君) わかりました。

○4番(芹澤 孝君) JETプログラムのALTを使っているのは、日本全国で30パーセントちょっとだと思うんですね。大きく増えないわけですよね。この原因として、この担当職員の負担が大きいということがあるわけですけど、受入れの複雑な事務を理解し行うことを求めることは酷であるという意見があり、ALTの来日後の住居、生活面の面倒をやはり担当職員がみなければならないことによって、職員の負担はたいへん大きいわけですけど。当町の場合は、当時の教育長が先頭に立ってJETプログラムのALTの任用の受入れを複雑な準備の道筋をつけ、来日後の面倒をみるなど、たいへん尽力されたわけですけど、雇用の面倒、手続きについて、継続し慣れによっても職員の負担は軽減されていますけど、生活面での面倒をみる仕事は変わらず、職員への過度の負担にはなっていないかどうか危惧するわけですけど。

こんな小さな町で、ホームページは4人となっていたんですけど、今3人ですか。3人のALTを雇用していることについては、当時の教育長はそこにつきましては、事務局にたいへんな負担をしていますけど、それに見合う成果が得られるものと考えていますと言っていますけど。この事務局にたいへんな負担をかけていますけど、それに見合う効果は得られているんでしょうか。

○議長(山本智之君) 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(真野隆弘君) はい。議員のご指摘のとおり、町内で生活する上で住宅の管理や、行政手続き、また通院等の随行など、様々な面で面倒をみるのが職員の過度の負担になっていることは事実でございます。令和3年度におきましては、中学校の統合がありまして、中学校は1校になります。そのことからALTを1名増員せずにですね、現状の2名体制のままで進めていきたいと考えております。

○議長(山本智之君) 町長。

○町長(星野浄晋君) 今、局長のほうから成果を答えなかったわけですけども、成果については、通常芹澤議員がおっしゃるように、JETでないALTを採用している所は1町につきお一人ぐらいしかいらっやらないということが普通だと思います。西伊豆町のこの規模でございますと、一人で3小学校、2中学校を回り、また認定こども園を2つ回るといことになりますと、一人で7施設の面倒をみなければいけない。ただ西伊豆町の場合はCIRを含めて3名おりますので、子ども達とそういった外国人の方が接する機会というのは、当

然増えてくるというふうに考えます。そうすると、やはりこういった方達がいらっしゃるといことは子どもにとってメリットだというふうに思いますので、確かに教育委員会事務局の負担はあるかもしてませんが、それに見合う成果というものはあると思います。

それに複数いることによって、先輩のALTが、ある程度日本語がわかりますので、この子が英語どうして会話して、後から来たALTの面倒をみてくれるということも複数であるからこそできる成果、メリットだと思いますので、宮崎前々教育長が導入されたこのALTの制度は、西伊豆町内では、うまく機能しているというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 最初スタートした時は、確かCIRとALTので5人いたと思います。現在最終的にCIR1人とALT2人、どうして減少になったんでしょう。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当時は、ALTが3人、CIRが1人でもう1人。S何とかというスポーツのですね、コディーという男性のバスケットボール選手、元やられていた子がいらっしゃったんですけど、その5人です。ですからALT自体は3人、今年も本来はALTが3人体制でいく予定だったんですけども、先ほど局長が言いましたように、この新型コロナの影響によってアメリカのほうから帰ってきなさいと、帰るんなら今しか帰れないんだというようなことの通知が来まして、女性のALTが1人緊急で出国をしたということで、3名体制が2名体制になってしまった。それを1月から補充をしようということで進めていたわけでございますけども、この新型コロナが収束しないということで入国ができないので、ALTが2名、CIRが1名の3名体制で動いているとということですから、町としては本来はALTが3名、CIRが1人の4名体制でいこうとずっと進めていた状態でございます。

ただ、来年度につきましては、中学校が1校になるということもありますので、先ほど局長が申し上げさせていただいたような形で進めていければというふうに思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） はい。以上で質問を終わります

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時05分

◇ 増 山 勇 君

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告3番、増山勇君。

11番、増山勇君。

[11番 増山勇君登壇]

○11番（増山 勇君） それでは、今期最後の一般質問を行いたいと思います。

私は今回は、コロナウイルスワクチンの接種について、お聞きいたします。まず第1に、今後の町の対応は、どのように考えているかお伺いします。

その①時期と接種方法は決まっているのか。また、どこのワクチンの接種を考えているのか。それらの対応は充分になっているのか。

2点目は、きめ細かく対応するために、庁内に対策委員会等を設けて、十分な検討が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、地元の医療機関との打合せは、どの程度進んでいるのか。

4点目は、集団接種を予定しているとの報告がありましたが、住民の移動手段はどのように現在考えているのかお伺いをいたします。

そして第5点目は、コールセンターを設けて対応をするということですが、この西伊豆のことがわかる方が対応になるのか。具体的にはどんなことをコールセンターで予定しているのか。以上、今、町としてどのように考えているのか、お答えをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山本智之君） 町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） それでは、増山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、大きな1点目の新型コロナウイルスワクチン接種について。

(1) 今後の町の対応について。

①接種時期と接種方法についてでございますが、現在のところワクチンの納入時期について明確な日程が示されていないため、確実なことは言えませんが、仮に4月10日頃までにワクチンが納入された場合、65歳以上の方の接種時期は4月第3週頃から仁科、田子、安良里、

宇久須の地区ごとに接種曜日を決め、集団接種を先行して行い、後に個別接種も併用し、4月から6月末までの間に2回の接種を完了することを目標として関係機関と調整しながら準備を進めております。

また、65歳未満の方の接種については、状況を見ながらお知らせをしていきたいと思っております。ただ、ここ最近ニュースなどで皆さんもご覧になっているかと思っておりますけれども、現状を考えると、4月中の接種は難しいのではなかろうかというふうな判断をしております。

次に②の対策委員会の立ち上げにつきましては、現在のところ対策委員会等は立ち上げていませんが、健康福祉課内の健康係を中心として、各係にコールセンター担当、会場担当、高齢者福祉施設担当等を配置し、10日に1回程度打ち合わせ会を行い、情報共有をしながら、進めております。また、今月中旬頃から、ワクチン接種担当の年度任用職員1名を雇用する予定でおります。

次に③の地元の医療機関との打ち合せにつきましては、各医療機関を訪問や電話等での打ち合せ、資料提供は随時行っております。また、2月26日には町内の4医療機関と薬剤師を含めた中での情報共有や意見交換等を目的とした調整会議を行っており、今後も定期的に行っていく予定でございます。

次に④の集団接種の移動手段につきましては、現在検討中でございます。

次に⑤のコールセンターにつきましては、名古屋にあります業者さんに依頼をいたしますが、業者側でオペレーターに対しての研修や町職員を予約者に見立てての予約等の試行的運用を行い、マニュアル等の検証を行いながら地元住民への対応を図ってまいります。具体的にコールセンターで行う業務は接種予約に対する相談、予約受付、相談窓口の案内等でございます。なお接種後の副反応等は、県のコールセンターにかけるということになっております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 先ほどの芹澤議員の質問の回答の中に、3月15日の回覧板ですか、町の。そこである程度の事業を知らせたいという答弁がありましたけど、その中身については、今どんなことを考えていらっしゃるのか、まずお聞きします。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 今現在考えておるのは、3月15日の各戸配布のチラシによりまして、いつ頃から接種を西伊豆町は、これこれこういう理由で開始する予定ですよということと、あとは券等をいつ頃送付します、予約がいつ頃からこんな格好で始まります、コール

センターにかけるもので、コールセンターの電話はこういう番号ですとか。あとは集団接種で行いますもので、もしそこまでに日程が決まれば集団接種の日程を、どこの地区はどこの会場でいつというところまでを出したいと思いますけども、そこらへんがちょっと微妙なところですよ。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） すみません、たいへん今毎日情報が変わっているのもので、それでマスコミ等は毎日のようにこのワクチンの報道をしております。新聞でも見るたびに違っていたり確定しないという、非常に町の担当課、健康福祉課としては困っているんじゃないかというふうに思います。ここでも言っているように、最初はお答えがなかったんですが、どこのワクチンの接種を西伊豆町としては考えているのか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） とりあえず最初、先行してファイザーのワクチンが入ってくる予定ですので、ファイザーでやって、2回やるような格好になってくるとは思います。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） ファイザーのワクチンというと、マイナス70度で保管しなければならないとか。つい最近の報道ではそうではないという結果報告が出たと。何を信じていいかわからない状況で、それとまた冷凍庫が故障してワクチンそのものが駄目になったという報道が昨日ありましたけどね。そういう指導というのは、実際どこからどういう形でうちの町の健康福祉課に来ているんでしょうか。それだけ教えてください。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 県のほうの健康福祉部内にワクチン接種班というのが今度できて、そこが中心になって市町との情報提供とか、国からも、今増山議員が言ったように今日の午前中10時に文書が来て、2時までの回答ほしいとか、かなり無理な国からのが多くてたいへん困っています。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 今国会が開催されて、首相も4月の22日から接種できるようなことを発言したとかしないとかという報道が流れていますけど、この4月の22日というのは、西伊豆町では間に合うんですか。まずそれをお聞きします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほど芹澤さんの質問にも被るんですけども、当初は、4月の22日

やないんですよ。確か4月確か13ぐらいだったと思うんですね。それがもうすでに10日延びているわけじゃないですか。これは、もしかすると来週になると4月29日とか言い始めるかもしれません。要はそのぐらいわからないんですよ。私達は仮に国のほうから言われているように、予約券を渡してコールセンターを作って、予約を受け付けて日程が決まりました。さあ打とう、ワクチンがありませんではシャレになりませんから、確実に西伊豆町にはいつ入るかがわからないことには、この事業を進められないんです。

だからいつ、各末端の自治体ですね、市町村にワクチンが入るのかというのを決めていただかないことには、私達は何もできないんですよ。ですから、もしこのぐらい遅くなったら予約のスタートはここにしようとかいうのが入ってこなければ、これがどんどんずれ込んでいくだけですし、なんとも国のほうに、もう少し明確な日にち、確実な日にちを教えてくださいだかないと、毎日の業務が毎日無駄になっているというのが今の現状だというふうに思います。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 現実にはそうだと思います。本当に、特に今先ほど聞いたら健康福祉課が主に取り組んでいるというふうに答弁がありましたけど、そういう点では健康福祉課、とりわけ担当課長というのは、たいへんご苦勞をしているのではないかと本当に思います。それで、前回の2月24日の全員協議会で新型コロナウイルスワクチン接種について、これも2月22日現在の予定というふうにわざわざ謳ってあるんですけど、先ほど答弁ありましたように、これらについて、今現在、変更されそうなものは何が考えられますか。ワクチンが入ってくる日付だけですか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 今現在4月の26日の週あたりになると静岡県内にそれなりの量が入ってくるんじゃないかというので、4月の26日の週の頭になるのか。尻（ケツ）になるのかがわからない。そうするとすぐにゴールデンウィークが待っているもので、そうすると、今度逆に5月のゴールデンウィーク明けの方がいいんじゃないかと。なにしろ町長が言ったように、日程が決めることができないような状態になってまして、その部分が一番です。そうするとワクチンが入ってくれば、それなりの日程が組めますけど、入ってこないもので、お医者さんとの日程調整も1回やりましたけどもなかなか進まないような状態にはなっております。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 少し角度変えてお聞きしますが、この4つの医療機関との打合せ、今答弁あったんですけども、2月の26日に電話でやられたのか、検討会をやりましたと答弁あったんですけど、具体的にはワクチンを接種するのは、どなたがやっただけか。まずそこをお聞きします。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） こちらは看護師さんでもべつに打っても構わないということになってまして、たぶんいろいろ話を聞きますと、問診が一番時間がかかるということをおっしゃっていますので、先生が問診をして、看護師さんが注射を打つような格好になると思います。西伊豆健育会病院あたりは、研修医の先生も一緒に入ってくれるということになっていますので、研修医の先生が打ったりとか、看護師さんが打ったりとかいろんなパターンが考えられますけど、問診はどこの医療機関も先生がやると思います。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） その一番時間のかかる問診なんですけども、これ国のほうでも言ってますけども、優先順位として、それぞれの基礎疾患がある方というふうに言われているんですけど、これは厚生省のホームページを見れば載っていましたけども。本当に自分で、住民が自覚して基礎疾患があるよというふうに言える方が、本当に何人いるんだろうというふうには、こういう基礎疾患のある方は先に打てますよという、この基礎疾患というのは、そもそも何なんですか。もしわかったら教えてください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） あの基礎疾患が何かについては、健康福祉課のほうで答えられたら答えさせますけども、そもそもこの西伊豆町の規模で、今その4ヵ所に分けてやっているというのは、なるべく移動をしない。歩いて行ける所で接種できるような方法を取るには地区分けをしたほうが良いとのことで今検討をしております。

ここにですね、基礎疾患がある方を優先的にというふうに言いますと、その方がどこの地区に何人いるかから始めていかないといけなくて、それをやっていること自体がもう事務を煩雑にさせていただきますので、もう軒並み65歳以上は4地区分かれて日にちを決めますので、必ずここで受けてくださいという方法が一番住民の方に不便を来たさずに打てる方法ではないかということで、今担当課とお医者さんのほうで今話をしております。ですから、基礎疾患の方が1,000人ぐらいの規模でいる大都会と西伊豆町をごちゃごちゃにして話をすると、わけがわからなくなりますので、西伊豆町の住民にとって何がより良い接種の方法なのかと

いうことを最優先に考えていきたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 基礎疾患でございますが、例えば慢性心疾患とかですね、血液疾患とか糖尿病とか、いろいろな病気が疾患に当たってきますもので、やはりそこらへんを考慮しまして集団でというのは、通常からかかりつけ医の先生、例えば宇久須だと防災センターでやる予定ですけども、そこへと普段診ている先生に診てもらえば、通常どんな疾患があるかというのがわかりやすいかなという部分もあって、各地区ごとにというのと、あとは個別というのは、かかりつけ医の先生の所に行って打ってもらえばそれなりに疾患がわかるんじゃないかなという部分もあって、そんな方向では考えております。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 西伊豆のように人口が少ない町ではね、今町長が言われた、健康福祉課長が言われたような形が最適だと思うんです。1つは、もう1つ聞きたいのは、接種券、要するにこっちでは何で言っているのか知らないけど、それは、いつ頃住民の所に発送して届けられるようになるのか、まずお聞きします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですからその接種券が予約票と同じような役割を今後担ってきますので、接種できる日にちがわからない状態でそれをやってしまうと、この券を貰ったんだけど私はいつになったら受けられるんだと問い合わせが増えるんですよ。だから早く日にちを決めていく。要はワクチンが確実に入る日にちがわからないと、そういった事業も進められないということで、末端の市町が一番困っているということですから、いつ配れるのかということをお聞きしますとワクチンの入ってくる日付が決まらないことにはそれを配る目処が立たないという答弁しかできません。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） これ課長にお聞きしますが、現在もうすでにその接種券というのは、町で印刷して発送するばかりになっているのでしょうか。そのへんどうなのでしょう。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 準備は段取っていますけども、接種券と言ったりクーポン券と言ったりするんですけども、このクーポン券と予診票をセットにして送る予定でいます。予診票は、当日接種をする時にその会場に持って行って先生に診てもらう票ですけども、それをセットにして送る予定で、先ほど町長おっしゃいましたように、当初3月に22日に送

る予定でしたけど、これは4月12日の週あたりから接種が始まるという想定で、3月22日頃クーポン券と予診票を送る予定でしたけど、ちょっとわからないもので、3月15日の各戸配布のお知らせの時にある程度掴めれば、この頃ぐらいに送りたいと思いますとか、その予定というのは入れますけど、ちょっとワクチンの入りによってですので、まだわかりません。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） あともう1点お聞きしますけども、ファイザー製のワクチンの冷凍庫というのは、これ3月中に福祉センターに配備されるというふうに、この前の全協の資料に書かれているんですけど、これもわからないということですね。いや3月中に納入され福祉センターに配置するということは、全協の資料に書かれているので、これもまだわからないということでしょうか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） それ、延期になったとか来てませんので、3月中には福祉センターへと配備されると思います。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 3月中に納入され、福祉センターに配備するということで、私聞きたいのは、ここからそれぞれの接種場所まで、どのような形で配布されていくのかというのは、町としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） V-SYS（ワクチン接種円滑化システム）というシステムがあるみたいです。それに各診療機関とか各会場でどれぐらいのワクチンが必要かというのを入力します。それをまた町のほうで確認しまして、たぶん町から県の方へと、西伊豆町でこれぐらいのワクチンが必要ですよというのを、何日に打ちますというのを報告します。それに従って、今度県のほうからワクチンが送られてくるような格好になってきまして、一度、福祉センターへと来まして、うちのほうで保管しまして、そこから小分けしてというか、4つの保冷バッグに入れて、各会場へと持っていくような格好を考えています。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） それらのことについては当然、検討されて徐々にわかっていくんだろうと思うんですけど、今度のコロナワクチンの接種については、あくまでも希望者、要するに強制ではありませんので、そういうことで一番最初に健康福祉課の方で全協で言われたように、その60といういか、16歳以上でしたっけ。17歳以上でしたっけ。その人数の約80パー

セントを予定で見込んであるというふうな答弁があったんですけどね。それでもかなりの西伊豆でもかなりの人数になるし、また高齢者がたくさんいらっしゃるということですので、町長が検討中と言っておりますけど、集団接種を予定している場所への移動手段というものを当然考えなければならないのではないかと私は思います。検討じゃなくて、実際にどうするか。タクシーを使うのか、あるいはバスを運行するとかね。いろいろな方法があるかと思いますが、それらの検討というのは今やられていますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですから検討しております。増山さんの言っている検討じゃなくて、本当に検討している検討ですから私の答弁しているのは。

これをなぜその検討しなければいけないかということは、4地区に分かれておりますけども、仮に宇久須であった場合、宇久須、大久須と神田があるわけです。大久須で1人拾って、神田で1人拾って1時間後に大久須で1人拾って、神田で1人拾ってだとやっぱり効率が悪いんですよ。ですから地区によっては、ある程度時間帯を分けて、この時間は大久須に行きますから乗られる方はみんな乗ってください。で、着いて打って15分ぐらい安静にしてくださいということですから、そのあとまた送っていくというような流れを、時間差である程度地区を分けてやったほうが効率がいいんじゃないかとか。やはり個人によっては、私はこの時間は行けるけど、この時間は行けないという方もいるんで、そこを配慮しなければならないとか、ということも含めて、1台が1人をずっと送り迎えという効率の悪いことはできませんので、それを含めて今いろいろと検討をしているということでございます。ですから、それが決定するまでは、なかなか発表できないので検討していますということで答弁させていただいておりますけども、健康福祉課のほうではいろんな方法を考えて、住民の方が1人でも多く、接種できるような体制を作るということで、今がんばっておりますので、もうしばらく見守っていただくとありがたいなというふうに思います。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） あともう一つ、コールセンターのあり方なんですけども、あらゆる相談や想定されるんですよ。名古屋に設けるといいますが、西伊豆の実態がわかっているのかという、そういう点ではね、コールセンター係というのは町内にも設ける予定なんですか。そこをちょっとお聞きします。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 一応町内にと申しますか、だから名古屋の業者へと運営は委

託する予定でいます。あと先ほど一般質問の答弁にもありましたように、職員とか地元の人に試験的にというか、電話をかけてもらったりとか、そこらへんのこちらの人も方言のけっこう強い人もいますので、そこらへんの対応をしてもらったりとかを考えています。あっちもみんなマニュアルを持っていますので、マニュアルを直しながらと言いますか、対応をできるような格好でやるということで考えています。

特に役場内にコールセンターを設けるということは考えておりません

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） コールセンターもそうですけども、私2番目で言っているように、町内に、健康福祉課だけじゃなくて、やっぱり全課でやっぱり職員が、それ相応にコロナワクチンの接種について、一大事業として取り組まなければならないと思うので、そういった対策、私は、仮称ですけど対策委員会というものを作って、一つ一つきめ細かく事業ができるような形をした方がいいというふうに思うんですけど、時期が時期なだけに、町長はじめ私達も、改選時期というか選挙がありますので、なかなかそういう点ではやりづらいのかもしれませんが、それは別として、やっぱり役場内で健康福祉課だけでなく、すべての課がやっぱり職員を派遣してこの事業に取り組むべきだというふうに先ほどはそれについての答弁がありましたけども、検討会を設けて、それぞれ検討してるという答弁ありましたけど、それをもっと発展させる必要があると思うんで、ぜひそうした中で、このコロナウイルスワクチンの希望される方には、接種できるような形を町としてぜひ作っていただきたいというふうに思います。それについて、最後にお答えください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これは、確かに議員がおっしゃるように4月18日に私達選挙がありますので、時期的に最悪な状況でございます。要はそこに職員が引っ張られて、休日もなく職員が働かなければいけないわけですね。じゃあかといって、このコロナ専用の何か委員会なり係を設けたとしても、そこに民間の方、急に雇って、コロナの接種に対する対応ができるかっていうふうに言うと、できないわけです。

そうするとやはり役場の本来やっていた福祉係などの職員が当たらなければいけない。じゃあピンポイントで採用している人が福祉係の仕事ができるかというところできないわけですよ。ですから、やはり外部のある程度そういった問い合わせにも対応できるコールセンターにお願いをしないとイケないというようなことが現状でございますので、なんとか役場の職員が奮起して頑張れということは、たいへん酷な状況でございますので、それを望んでいただく

ことは難しいかなということプラス、6月には知事選挙がございます。ですから、私達の選挙が終わっても、役場はそちらの準備も含めて走っていかねばいけないという状況がありますので、ゴールデンウィーク明けから6月にかけて、ずっとこのワクチン接種に職員が張り付いていくということはほぼ不可能ではなかろうかというふうなところもありますので、外部のコールセンターにお願いをするしかないというのが現状でございます。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 確かに、そういったことだろうと理解します。一番やっぱり今、住民がですね、本当に先ほど言いましたように、毎日のようにマスコミ、特にワイドショーなんか連日のようにワクチンの問題を取り上げて、いろいろな話題で報道されているんですね。それを見ている方がかなりいるみたいで、西伊豆はいつやるんだとか大丈夫かという、そういう問い合わせも私のアンケートなんかにも来てますけどね、そういったことで一日も早く、これ本当に国がきちっと決めてもらないと困るんですけども、3月の15日の回覧に間に合うような形で、ぜひ奮闘してもらいたいなというふうに思います。

それで最後にとというか、ちょっとわからないのは、聞かれてわからないのは、集団接種と個別接種と、この個別接種というのは、それぞれがかかりつけ医に行けばそのワクチンを接種してもらえるということで理解してよろしいんですか。

それだけお答えください。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 一応個別接種はそれぞれが、かかりつけ医さんの所について注射を打ってもらえますけど、それにも予約が必要ですので、そこらへんをどういう恰好の予約系統になるかわかりませんが、基本的に個別は自分がかかりつけ医の医療機関に行き、注射を打ってもらうのが個別とあって、集団というのは1ヶ所に集めて打つのが集団と言います。あと、特養とかというのは、先生が施設に行ってもらって、そこで打つという格好を想定しています。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） もう一度聞きますけども、個別接種というのは、どこの範囲までOKなんですか。どこの範囲というか、西伊豆町内の医療機関なのか。あるいは例えば下田メディカルとか順天堂とかね。そういった所の病院でも接種は可能だというふうに考えてよろしいですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 可能と言ってしまうと、たぶん間違った方向でお伝わりがすると思いますので、それは今の現状では不可能だというふうに考えてください。というのは、一瓶で6回とか5回取れるというふうに言われてますよね。ただ、この瓶に1回注射を刺したら、これはもう1日とか何日かで使いきらないといけないんですよ。もし個別でお1人しか打たれなくて、何日も個別が来なかった場合は、残りの4人とか5回分が無駄になりますから、やっぱりこれをなくしていくためには、しっかりと予約で何人いたら、じゃあやりましようとかいうことをやらないと、收拾がつかないんだろうというふうに思います。

ですから、下田はなんか4月の後半からやるというから、電話で個別でやりましようとかいうことは、まずやめていただいて、まずは各市町の集団接種などの対応でやっていただくということを前提に考えて頂くことのほうが多くの人に行き渡るのではないかとこのように思います。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） ぜひ、このコロナウイルスワクチンについては、これを打ったからもう大丈夫ではなくて、同じコロナウイルスワクチンを打ちながら、そして感染予防の行動を引き続きやらないと、このワクチン打ったから、もう私は大丈夫だなんていう、そういったことも、ぜひいろいろと町のほうから何て言うか、広報なり啓蒙と言ったらあれですけど、広報なりをきちっとしていただきたいなというふうに思います。

以上で一般質問終わります。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君の一般質問が終わりました。

◎散会宣告

○議長（山本智之君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

皆さま、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時38分